

ベトナム刑法（仮訳）

(No.15/1999/QH10)

前文

総則

第1章 基本条項

- 第1条 刑法の役割
第2条 刑事責任の基礎
第3条 運用原則
第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

第2章 刑法の効力

- 第5条 ベトナム社会主義共和国領土内における犯罪行為に対する刑法の効力
第6条 ベトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力
第7条 刑法の時間的効力

第3章 犯罪

- 第8条 犯罪の概念
第9条 故意による犯罪
第10条 故意によらない犯罪
第11条 不測の事件
第12条 刑事責任年齢
第13条 刑事責任能力のない状態
第14条 酒又はその他の強力な向精神性物質による麻痺状態での犯罪
第15条 正当防衛
第16条 緊急事態
第17条 犯罪の準備
第18条 犯罪未遂
第19条 犯罪の自発的中止
第20条 共犯
第21条 犯罪の隠匿
第22条 犯罪の非告発

第4章 刑事責任追及・刑事責任の免除

- 第23条 刑事責任の時効
第24条 刑事責任追及時効の不適用
第25条 刑事責任の免除

第5章 刑罰

- 第26条 刑罰の定義
第27条 刑罰の目的
第28条 刑罰
第29条 戒告
第30条 罰金
第31条 非拘束矯正
第32条 退去強制
第33条 有期懲役
第34条 無期懲役
第35条 死刑
第36条 一定の職務の保持、一定の職務又は一定の仕事に対する禁止
第37条 居住禁止
第38条 保護観察
第39条 一定の公民権剥奪
第40条 財産の没収

第6章 司法措置

- 第41条 犯罪に直接関連した物品と金銭の没収
第42条 財産の返却、被害の修復又は損害賠償；公的謝罪の強制
第43条 強制治療

- 第44条 強制的治療期間

第7章 刑罰の決定

- 第45条 刑罰決定の根拠
第46条 刑事責任を酌量すべき情状
第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定
第48条 刑事責任を加重すべき情状
第49条 再犯及び危険な再犯
第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定
第51条 複数の判決による刑の併合
第52条 犯罪の準備及び未遂の場合における刑の決定
第53条 共犯における刑の決定
第54条 刑罰の免除

第8章 判決執行の時効、刑罰の執行、刑罰の免除及び減輕

- 第55条 判決執行の時効
第56条 判決執行の時効の不適用
第57条 刑執行の免除
第58条 宣告した刑の減輕
第59条 特別な場合における刑の減輕
第60条 執行猶予
第61条 懲役刑の執行延期
第62条 懲役刑の一時停止

第9章 前科の抹消

- 第63条 前科の抹消
第64条 前科の当然の抹消
第65条 裁判所の決定による前科の抹消
第66条 特別な場合の前科抹消
第67条 前科抹消のための期限計算の方法

第10章 罪を犯した未成年者に対し新たに適用される規定

- 第68条 罪を犯した未成年者に対する刑法の適用
第69条 罪を犯した未成年者の処理の原則
第70条 罪を犯した未成年者に適用すべき司法措置
第71条 罪を犯した未成年者に対する適用すべき刑罰
第72条 罰金
第73条 非拘束矯正
第74条 有期懲役
第75条 複数の罪を犯した場合の刑罰の併合
第76条 既決刑の減輕
第77条 前科の抹消

犯 罪

第11章 国家の安全を侵害する罪

- 第78条 国家反逆罪
第79条 人民政權倒壊罪
第80条 スパイ罪
第81条 領土治安の侵害
第82条 反乱罪
第83条 匪賊活動罪
第84条 テロ罪
第85条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊する行為
第86条 社会経済政策の実施を破壊した罪
第87条 協和政策を破壊した罪
第88条 ベトナム社会主義共和国に敵対する宣伝の罪
第89条 治安壊乱罪
第90条 拘束施設破壊罪
第91条 人民政權に反対する目的で国外逃亡した罪又は国外に滞留

した罪
第92条 補充刑罰
第12章 人の生命、健康、尊厳及び名誉に対する罪
第93条 殺人
第94条 新生児殺害の罪
第95条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪
第96条 正当防衛の範囲を超える殺人
第97条 公務執行中による致死罪
第98条 過失致死罪
第99条 職業又は行政上の規則違反による過失致死罪
第100条 自殺の強要
第101条 自殺の教唆又は補助罪
第102条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪
第103条 殺害の脅迫罪
第104条 故意による傷害又は他人の健康に対する被害
第105条 精神を激しく刺激されたせいで他人に 故意に傷害を加え、又はその者の健康に対する被害を加える罪
第106条 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪
第107条 公務執行中に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪
第108条 過失による他人に傷害又はその者の健康に対する被害を加える罪
第109条 職業又は行政上の規定に違反したため過失によって他人に傷害又は健康への害を加えた罪
第110条 他人に対する虐待罪
第111条 強姦
第112条 児童の強姦罪
第113条 性交渉の強要
第114条 児童に対する性交渉の強要罪
第115条 児童との性交渉罪
第116条 児童に対する猥褻行為罪
第117条 他人へHIVを感染させた罪
第118条 故意によるHIVの他人への感染罪
第119条 女性の売買罪
第120条 児童の売買、すり替え、又は誘拐
第121条 他人の侮辱罪
第122条 誹謗罪
第13章 公民の民主、自由の権利の侵害罪
第123条 人を違法に逮捕拘束又は監禁する罪
第124条 公民の住居侵入罪
第125条 他人の秘密又は書信、電話、電信の安全の侵害罪
第126条 公民の選挙権、被選挙権に対する侵害罪
第127条 選挙の結果を誤らせる罪
第128条 労働者及び公務員の不正強制解雇罪
第129条 公民の集会、結社の権利、信仰、宗教の権利に対する侵害罪
第130条 女性の平等権の侵害罪
第131条 著作権の侵害罪
第132条 不服申立て及び告発の権利の侵害罪
第14章 各所有侵害罪
第133条 暴力による財産の奪取罪
第134条 財産の奪取を目的とした誘拐罪
第135条 脅迫による財産の奪取罪
第136条 財産の強奪罪
第137条 財産を公然奪取する罪
第138条 財産の窃盗罪
第139条 詐欺による財産の奪取罪
第140条 信頼の濫用による財産の奪取罪
第141条 財産の不法所持罪
第142条 財産の違法奪取使用罪
第143条 故意に財産を破壊・破損する罪

第144条 責任不足により国家財産に重大な被害を引き起こした罪
第145条 過失により財産に重大な被害を引き起こした罪
第15章 婚姻及び家族制度に対する侵害罪
第146条 強制結婚又は自主的・進歩的婚姻の妨害罪
第147条 一夫一婦制度の違反
第148条 早婚組織罪、早婚の罪
第149条 違法婚姻の登録罪
第150条 近親相姦
第151条 祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害
第152条 扶養義務の拒否又は怠慢
第16章 経済管理秩序に対する侵害罪
第153条 密輸
第154条 物品、通貨の違法越境運送罪
第155条 禁制品を生産、貯蔵、輸送、販売した 罪
第156条 偽造品の製造、売買
第157条 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪
第158条 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪
第159条 違法経営罪
第160条 投機罪
第161条 脱税罪
第162条 顧客に対する詐欺罪
第163条 高利金融罪
第164条 切手の偽造、切符の偽造、偽造切手の売買、偽造切符の売買罪
第165条 経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪
第166条 不法な基金の設立罪
第167条 経済管理についての虚偽報告罪
第168条 虚偽の広告罪
第169条 救助資金、救助物品の分配規定に対する故意の違反罪
第170条 工業所有権保護証書発給に関する規定違反罪
第171条 工業所有権の侵害罪
第172条 資源研究、探査、開発に関する規定違反罪
第173条 土地使用規定違反罪
第174条 土地管理規定違反罪
第175条 森林開発及び森林保護に関する規定違反罪
第176条 森林管理規定違反罪
第177条 電力供給規定違反罪
第178条 金融組織の条例資金補充基金の不法使用罪
第179条 金融組織の活動における貸付け規則違反罪
第180条 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券の製造、保管、輸送、流通罪
第181条 偽造小切手、その他の偽造有価文書の製造、保管、輸送、流通罪
第17章 環境関連犯罪
第182条 大気汚染を引き起こした罪
第183条 水源汚染を引き起こした罪
第184条 土壌汚染を引き起こした罪
第185条 環境保護基準に合致しない技術、機械類、設備、スクラップ、又は他の物質の輸入罪
第186条 危険な疫病を人間に拡散する罪
第187条 危険な疫病を動物、植物へ拡散する罪
第188条 水産資源の破壊罪
第189条 森林破壊罪
第190条 希少野生動物の保護に関する規定違反の罪
第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反の罪
第18章 麻薬関連犯罪
第192条 ケシ又はその他の薬物物質を含む植物の栽培罪

第193条 不法な麻薬物質の生成罪
第194条 麻薬物質の不法な保管、運搬、売買又は奪取罪
第195条 麻薬物質の不法精製に使用する原料の備蓄、運搬、売買又は略奪罪
第196条 麻薬物質の不法生産若しくは不法使用に関連する手段や道具の製造、保管、運搬及び売買の罪
第197条 麻薬物質の組織的不法使用罪
第198条 麻薬物質不法使用の隠匿罪
第199条 麻薬物質の不正使用罪
第200条 麻薬物質の不法使用を他人に強制、誘惑する罪
第201条 覚せい剤その他の麻薬物質の管理、使用に関する規則違反の罪

第19章 公衆の治安、公衆の秩序侵害罪

第202条 道路交通手段の運転に関する規則違反の罪
第203条 道路交通妨害罪
第204条 安全について保証できない道路交通に安全保護を満たさない乗り物を使用する罪
第205条 各種道路交通手段の運転のための条件を満たさない者に運転させる罪
第206条 不法な暴走族の組織
第207条 不法暴走罪
第208条 鉄道交通手段の運行に関する規則違反の罪
第209条 鉄道交通妨害罪
第210条 安全を満たさない鉄道交通手段車両の使用罪
第211条 条件を満たさない者への鉄道交通手段車両の運転委任若しくは手配の罪
第212条 水上交通手段車両の運行に関する規定違反の罪
第213条 水上交通妨害罪
第214条 安全保護を満たさない水上交通手段車両の使用罪
第215条 条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転委任又は手配をする罪
第216条 航空機の運行に関する規定違反の罪
第217条 航空交通路妨害罪
第218条 安全基準を満たさない航空機の使用罪
第219条 条件を満たさない者への航空路の運行委任又は手配の罪
第220条 各交通建造物の修復、修理、管理に関する規定違反の罪
第221条 航空機、船舶強取罪
第222条 ベトナム社会主義共和国の航空についての規定に違反する航空機運行の罪
第223条 ベトナム社会主義共和国航海規定に違反する海上運行手段の罪
第224条 情報学的ウィルスプログラムを作成、流布、配布する罪
第225条 電子コンピュータネットワークの運行、開発、使用に関する規定違反の罪
第226条 コンピュータ又はネットワーク内の情報の不法使用の罪
第227条 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する規定違反の罪
第228条 児童労働者の使用に関する規定違反の罪
第229条 建設に関する規定違反により重大な被害を引き起こした罪
第230条 武装火器並びに軍事武器技術の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪
第231条 国家安全の重要手段、建造物の破壊罪
第232条 爆発物の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪
第233条 武器になり得るもの又は補助道具の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪の罪
第234条 武器、爆発物、補助道具の管理に関する規定違反の罪
第235条 武器、爆発物、補助工具の管理に関する任務怠慢により重大な被害を引き起こす罪
第236条 放射能物質の不法な生産、備蓄、使用、売買並びに略奪

の罪
第237条 放射能物質の管理に関する規定違反の罪
第238条 可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用及び売買の罪
第239条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定違反の罪
第240条 防火、消火に関する規定違反の罪
第241条 電力施設の安全運行に関する規定違反の罪
第242条 健康診断、治療、薬品の製造、薬品調合、薬品配布、販売又はその他の医療供給に関する規定違反の罪
第243条 不法堕胎罪
第244条 食品安全衛生に関する規定違反の罪
第245条 公衆騒乱を引き起こす罪
第246条 遺体、墳墓石、遺骨の侵害の罪
第247条 迷信異端に関する行為を行う罪
第248条 賭博罪
第249条 賭博罪
第250条 他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪
第251条 罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪
第252条 未成年に対し犯罪を勧誘、強制し、又は隠匿する罪
第253条 退廃的文化所産物を普及させた罪
第254条 売春の隠匿罪
第255条 売春の斡旋
第256条 未成年者に対する買春罪

第20章 行政管理の秩序侵害罪

第257条 公務執行者に対する反抗罪
第258条 民主自由を利用して国家の利益、組織、公民の合法的権利を侵害する罪
第259条 軍事義務の回避罪
第260条 予備役軍人召集入隊令に従わない罪
第261条 軍事義務遂行に関する規定違反の罪
第262条 軍事義務の遂行に対する妨害罪
第263条 国家機密を故意に漏洩し、国家の機密資料を略奪、売買、破棄する罪
第264条 過失で国家機密漏洩、国家機密資料紛失の罪
第265条 職務、地位の仮装罪
第266条 機関、組織の証明書、資料の使用、改ざんの罪
第267条 機関、組織の印章、資料の捏造罪
第268条 国家機関、社会組織の紋章、資料の略奪、売買、破棄罪
第269条 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに關する管轄国家機関の行政の諸決定の不執行の罪
第270条 住居管理について諸規定違反の罪
第271条 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定違反の罪
第272条 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、又は使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした罪
第273条 国境地域に関する規定違反の罪
第274条 不法な出入国、又は海外若しくはベトナムでの不法残留罪
第275条 他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制する罪
第276条 国旗若しくは国章の侮辱罪

第21章 職務に関する犯罪

第277条 職務に関する犯罪の概念

A節 汚職に関する諸犯罪

第278条 財産横領罪
第279条 収賄罪
第280条 財産を略奪するため職務、権限を濫用する罪
第281条 公務執行中の職務、権限の利用の罪
第282条 公務執行中の権限濫用過剰の罪
第283条 利得のために職務、権限を利用して他者に影響力を行使

する罪

第284条 勤務上の偽造罪

B節 その他の職務に関する罪

第285条 重大な被害を引き起こす責務怠慢の罪

第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪；勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は破壊罪

第287条 過失によって勤務上の秘密を漏らした罪；勤務上の秘密書類を紛失した罪

第288条 職務の放棄罪

第289条 贈賄罪

第290条 賄賂の斡旋の罪

第291条 職務、権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪

第22章 司法活動侵害罪

第292条 司法活動侵害罪の概念

第293条 無実の者に対する刑事責任の追及

第294条 有罪者に対し刑事責任を追及しない罪

第295条 違法判決を言い渡す罪

第296条 違法決定を言い渡す罪

第297条 司法関係職員への違法行為の強要罪

第298条 体罰使用の罪

第299条 供述強要の罪

第300条 事件記録の偽造罪

第301条 暫定留置人の逃亡につながる責務怠慢の罪

第302条 被暫定留置中、被勾留中の者を違法に釈放した罪

第303条 職務、権限を利用して違法に人を暫定留置、勾留した罪

第304条 判決執行拒否罪

第305条 判決実行拒否罪

第306条 判決実行の妨害罪

第307条 虚偽の供述又は事実と反する虚偽の資料の提出罪

第308条 供述拒否、鑑定の結果拒否、又は資料提出の拒否罪

第309条 他者に対し虚偽の供述又は事実と反する資料提出を勧誘し、又は強要する罪

第310条 財産の封緘、封印における違反の罪

第311条 暫定留置場、拘置所からの脱走、又は送致中、公判中の脱走の罪

第312条 被暫定留置人、被勾留人、被送致人、公判中の者の奪還の罪

第313条 犯罪の隠匿

第314条 犯罪告発の不履行罪

第23章 軍人の義務、責任侵害罪

第315条 軍人の義務、責任を侵害した罪により刑事責任を負わなければならない者

第316条 命令不服従の罪

第317条 命令執行を厳正に行なわなかった罪

第318条 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した罪

第319条 指揮官、又は上官に対する侮辱、暴行の罪

第320条 部下に対する侮辱又は体罰を使用する罪

第321条 同隊に対する侮辱、暴行の罪

第322条 敵への降伏の罪

第323条 捕虜になり、秘密を通報し又は敵のために仕事を遂行した罪

第324条 戦闘配置の放棄罪

第325条 軍務放棄罪

第326条 義務回避の罪

第327条 軍事勤務の秘密を故意に漏らし、略奪し、売買し又は破壊する罪

第328条 過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、軍事勤務の秘密資料を紛失した罪

第329条 虚偽の報告罪

第330条 戦闘当直、指揮当直、当番に関する諸規定違反の罪

第331条 警備の諸規定について違反する罪

第332条 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定違反の罪

第333条 軍用火器の使用に関する規定違反の罪

第334条 軍用火器、軍事技術手段の破壊罪

第335条 軍用火器、軍事技術手段の紛失又は過失による損傷の罪

第336条 負傷兵、戦死兵に対する政策違反の罪

第337条 戦利品の略奪又は破壊罪

第338条 人民に迷惑をかける罪

第339条 職務遂行中の軍事上要請の濫用罪

第340条 戦争捕虜、降伏兵に対する虐待の罪

第24章 平和を破壊する罪、人類に対する反逆の罪、及び戦争犯罪

第341条 平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪

第342条 人類に対するテロ犯罪

第343条 戦争犯罪

第344条 傭兵の募集、傭兵となる罪

ベトナム社会主義共和国刑法

刑法を公布する国家主席令
No. 01/L-CTN, 2000年1月4日

ベトナム社会主義共和国国家主席は、1992年ベトナム社会主義共和国憲法第103条及び第106条、国会構成法第78条並びに法規範文書公布法第50条に基づき、下記のとおり公布する。

1999年12月21日、ベトナム社会主義共和国第10期国会において成立した刑法

ベトナム社会主義共和国国家主席
チャン・ドゥック・ルオン

前文

刑法は、犯罪を防止し犯罪と闘うための厳正かつ効果的な手段であり、社会主義ベトナム祖国の独立、主権、統一、全領土、国家の利益、公民及び組織の正当な権利及び利益を擁護することに積極的に貢献するものである。また、刑法は、社会の秩序、安全及び経済管理秩序の維持に貢献するものであり、すべての人々が安全で健康的かつ高度に人間的な、しかも環境に配慮した社会生活を営むことを保障するものである。同時に、刑法は、繁栄した公民、強大な国家、平等かつ文明的な社会を目指すため、ドイモイ政策、国家の工業化及び近代化を妨げる要因の除去に積極的に貢献するものである。

本刑法は、国家の建設及び防衛における数十年にわたる過程で、犯罪を防止し犯罪と闘ってきた現実の経験のみならず、特に1985年刑法を始めとするベトナム刑法体系の原則及び制度の継承とその発展を基礎として制定されている。

本刑法は、罪を犯した者の抑止、教育、改心、矯正によって誠実な人間となるよう、刑罰を通じて犯罪を積極的に防止し、犯罪と断固として闘う精神を実証するものであり、これによって公民各自に対して、社会の主人公としての精神と感覚、遵法精神、そして犯罪の防止と犯罪との闘いに積極的に参加する精神を浸透させるものである。

刑法を厳正に執行することは、あらゆる機関、組織及び全人民に共通する責務である。

総則

第1章 基本条項

第1条 刑法の役割

刑法は、社会主義法秩序を守り、あらゆる犯罪行為に対抗することにより、社会主義体制、人民の主権、各民族間の平等、国家の利益並びに公民、組織の正当な権利及び利益を擁護することを、その役割としている。

この役割を遂行するため、刑法は、犯罪及び罪を犯した者に対する刑を規定する。

第2条 刑事責任の基礎

本刑法に定める罪を犯した者だけが、その刑事責任を負わなければならない。

第3条 運用原則

- すべての犯罪行為は、遅滞なく発見され、法律に従って迅速、公正かつ公明な方法で処理されなければならない。
- すべての罪を犯した者は、性別、国籍、信仰、宗教、社会階級又は社会的地位に関わりなく、法の前に平等である。

陰謀者、首謀者、指揮者、頑なに不服従である者、違法行為者、暴行、危険な犯罪の常習者、職務・権力を濫用して罪を犯す者、背信的な策略に基づき重大な被害を引き起こす意図をもって、組織的かつ職業的に罪を犯す者を重罰に処すこと。

自白、真摯な告白、共犯者の非難、実績による汚名返上、改悛の情の披れき、自力更生又は自己が惹起した被害につき賠償した者に対しては、寛刑に処する。

- 重大でない犯罪の初犯者で、改悛の情を示した者には、懲役刑より軽い刑罰を科し、機関、組織又は家族の監督及び教育の下に置くことができる。
- 懲役刑に処せられた者は、社会に有用な人間となるため、その刑期中は、刑務所において、労働及び学習をしなければならない。行状が極めて良好な者には、減軽が考慮される。
- 刑期を満了した者には、共同社会において、労働し、誠実に生活し、そこに復帰するための遵守事項が与えられる。法律に定める当該遵守事項を完全に満たした場合には、その前科が消滅する。

第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

- 公安機関、検察院、裁判所、司法、査察及びその他の関係機関は、各権限及び責務を遂行するとともに、共同社会において罪を犯した者を監督・教育するほか、犯罪防止及び犯罪摘発において、他の国家機関、組織及び公民を指導し、かつ、援助すること。
- これらの機関及び組織は、それぞれの管轄下にある人々を教育し、人々に対し、警戒心と遵法精神、社会主義生活の規則を尊重することを高める責務を有し、また、それぞれの機関及び組織の中で犯罪原因及び犯罪を惹起する原因を除去するために適切な措置を講ずる責務を有する。
- すべての公民は、犯罪防止及び犯罪摘発の闘いに積極的に参加する義務を有する。

第2章 刑法の効力

第5条 ベトナム社会主義共和国領土内における犯罪行為に対する刑法の効力

- 本刑法は、ベトナム社会主義共和国領土内で発生したすべての犯罪行為に適用する。
- ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した者で、ベトナム法、ベトナム社会主義共和国が調印若しくは加盟した国際条約又は国際慣行によって外交特権又は領事特権が認められる外国人については、その刑事責任は外交経路を通じて解決する。

第6条 ベトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力

- ベトナム社会主義共和国領土外で罪を犯したベトナム公民は、本

刑法に基づいてベトナム国内で刑事責任を問われることがある。

本条項は、ベトナム社会主義共和国内に永住する無国籍者に対しても適用される。

2. ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した外国人は、ベトナム社会主義共和国が調印又は加盟した国際条約に規定されている場合、ベトナム刑法に基づいて刑事責任を問われることがある。

第7条 刑法の時間的効力

1. 犯罪行為に適用される条項は、かかる犯罪行為がなされた時点において効力を有する条項である。
2. 犯罪の新設、刑罰の重罰化への変更、刑の加重事由の新設又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の減免、前科の抹消、その他罪を犯した者に不利益となる条項は、かかる条項が施行される前になされた犯罪行為については適用してはならない。
3. 犯罪、刑罰、加重事由の廃止、より軽い刑罰、新しい減輕事由の規定、又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の軽減、前科の抹消、及び罪を犯したのものにとって利益となるその他の規定の適用範囲の拡大は、その条項が執行効力を持つ前に行なわれた犯罪行為に対しても適用される。

第3章 犯罪

第8条 犯罪の概念

1. 犯罪とは、本刑法に規定された社会に対する危険行為で、刑事責任能力のある個人によって故意又は故意なくして犯され、祖国の独立、主権、統一及び領土保全を侵害し、政治体制、経済体制、文化、防衛、安全保障、社会秩序及び安全、組織の正当な権利と利益を侵害し、公民の生命、健康、名誉、尊厳、自由、財産、その他の正当な権利及び利益を侵害し、又は社会主義法秩序のその他の分野に対して加えられた行為をいう。
2. 本刑法に定める社会に対する危険性の性質と程度に基づいて、犯罪は、重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪に分類される。
3. 重大でない犯罪とは、社会に対して大きな危害をもたらさない犯罪で、刑の上限は懲役3年までである。重大な犯罪とは、社会に対して重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役7年である。極めて重大な犯罪とは、社会に対して非常に重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役15年である。特に極めて重大な犯罪とは、社会に対して極めて甚大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は15年からの懲役刑、無期懲役又は死刑である。
4. 犯罪の兆候を示してはいるが、社会に対する危険は微々たるものである行為は、犯罪とはみなされず、その他の手段で対処すべきものとする。

第9条 故意による犯罪

故意による犯罪とは、下記の場合における犯罪である。

1. 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲してかかる結果を引き起こした場合。
2. 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲はしないが認識してかかる結果を引き起こした場合。

第10条 故意によらない犯罪

故意によらない犯罪とは、下記のいずれかの場合における犯罪である。

1. 行為者が、自己の行為が社会に危害をもたらす結果を予見しながらも、かかる結果は生じない、又は結果を回避できると考えた場合。
2. 行為者が、自己の行為が社会に危害をもたらす結果を予見していたに違いないのに、又は過去に予見していたのに、行為時にはそ

れを予見していない場合。

第11条 不測の事件

不測の事件、すなわち、行為の結果を予測できず、又は予測する義務がない状況下で、社会に危害をもたらす結果を引き起こす行為を犯した者は、これに対する刑事責任を負わなくてもよい。

第12条 刑事責任年齢

1. 満16歳以上の者は、自己が犯したすべての犯罪に刑事責任を負わなければならない。
2. 満14歳以上満16歳未満の者は、自己が故意に犯した極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪につき、刑事責任を負わなければならない。

第13条 刑事責任能力のない状態

1. 精神病又は自己の行為を認識する能力若しくは制御する能力が失われる疾病に罹患中に、社会に対して危険な行為を犯した者は、その行為に対する刑事責任を負わなければならないが、かかる者に対しては、強制治療措置が適用される。
2. 刑事責任能力がある状態で罪を犯したが、判決宣告前に本条第1項に定める状態に陥った者は、強制治療措置を受ける。その者は、病気から回復した後に、刑事責任を負わなければならないことがある。

第14条 酒又はその他の強力な向精神性物質による麻痺状態での犯罪

酒又はその他の向精神性物質による麻痺状態で罪を犯した者であっても、刑事責任を負う。

第15条 正当防衛

1. 正当防衛とは、自己又は他人の利益又は権利のみならず、国家、団体の利益を守る目的で、必要限度で、上記の利益を侵害する行為を犯している他の者と闘う行為をいう。
正当防衛は犯罪とはならない。
2. 上記の正当防衛の範囲を越える行為となるのは、侵害行為によって社会にもたらされる危険の性質と程度に相応しない方法による反撃行為である。
正当防衛の範囲を越えた行為に及んだ者は、その行為に対する刑事責任を負う。

第16条 緊急事態

1. 緊急事態とは、国家、団体の利益、自己又は他人の正当な権利及び利益を現実に脅かしている危険を避けるため、他に方法がないことから、防ぐべき被害よりも小さな被害を引き起こさざるを得ないという事態をいう。
緊急事態において被害を引き起こす行為は、犯罪とはみなされない。
2. 引き起こされた被害が、緊急避難の必要性和比較して明らかに越えている場合には、被害を引き起こした者は、それに対する刑事責任を負わなければならない。

第17条 犯罪の準備

犯罪の予備とは、犯罪の実行に及ぶための道具を探し、準備し、その他の条件を作り出すことをいう。

極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪の準備を行った者は、その計画した犯罪に関する刑事責任を負わなければならない。

第18条 犯罪未遂

犯罪未遂とは、行為者の意図しない原因によって完遂できなかった故意による犯罪をいう。

犯罪の未遂者は、それに対する刑事責任を負わなければならない。

第19条 犯罪の自発的中止

犯罪の自発的中止とは、これを妨げる事由がないにもかかわらず、自己の意思で犯罪の遂行を最後まで実行しないことをいう。

犯罪を自発的に中止した者は、その犯罪に対する刑事責任を免れる。実際に犯された行為が、別の犯罪構成要件に該当するときは、行為者は、当該犯罪について刑事責任を負わなければならない。

第20条 共犯

- 共犯とは、多くの人が故意により罪を犯す場合をいう。
- 首謀犯、実行犯、教唆犯及び幫助犯はすべて共犯者である。
実行犯とは、実際に犯罪を遂行した者をいう。
首謀犯とは、犯罪の遂行を立案、指導又は指示した者をいう。
教唆犯とは、他人を教唆、誘導、激励して罪を犯させた者をいう。
幫助犯とは、犯罪の実行のための精神的・物質的条件を作り出した者をいう。
- 組織犯罪は、共同で罪を犯す者の間で密接な共謀のある共犯形態をいう。

第21条 犯罪の隠匿

事前の約束がなくとも、犯罪がなされたことを知りながら、罪を犯した者、犯罪の痕跡、証拠を隠匿し、又は罪を犯した者の発見、捜査、処理を妨害した者は、本刑法に規定する犯罪隠匿の罪の刑事責任を負わなければならない。

第22条 犯罪の非告発

- 犯罪の予備中、実行中、又は遂行されていたこと明白に知りつつ、その告発を怠った者は、本刑法第313条に定める告発義務を怠った罪の刑事責任を負わなければならない。
- 罪を犯した者の祖父母、父母、子供、孫、兄弟姉妹又は配偶者が罪を犯した者の犯罪を告発することを怠った場合においては、国家安全侵害に対する犯罪又は本刑法に定める特に極めて重大な犯罪の告発を怠った場合にのみ、刑事責任を負わなければならない。

第4章 刑事責任追及・刑事責任の免除

第23条 刑事責任の時効

- 刑事責任追及の時効とは、本刑法において、時の経過により罪を犯した者が刑事責任に関する審理を免れる期限をいう。
- 刑事責任追及の時効は、次のように定められる。
 - 重大でない犯罪については5年
 - 重大な犯罪については10年
 - 極めて重大な犯罪については15年
 - 特に極めて重大な犯罪については20年
- 時効は、犯罪が実行された日から起算される。本条第2項に定める期限内に、罪を犯した者が懲役1年から当たる罪を新たに犯した場合には、既に経過した期間は計算から除外され、以前の犯罪の時効は新しい犯罪の日より再計算される。

上記期限内に、罪を犯した者がことさらに逃亡し、令状によって追跡されている場合には、逃亡期間は計算されず、時効は罪を犯した者の出頭又は逮捕の時から再計算される。

第24条 刑事責任追及時効の不適用

本刑法第23条に定める刑事責任の時効は、本刑法第11章及び24章に定める犯罪には適用されない。

第25条 刑事責任の免除

- 捜査、起訴又は裁判中において、状況の変化により、罪を犯した者の犯罪行為又は罪を犯した者がもはや社会にとって危険でなくなった場合には、罪を犯した者は刑事責任を免れる。

- 犯罪行為が発覚する前に、罪を犯した者が自首し、その犯罪事実を明確に宣言、報告し、その被害、犯罪の発覚と捜査に効果的に貢献し、犯罪被害の重大性を減少するよう努めた場合、その罪を犯した者は刑事責任を免除されることがある。
- 大赦の決定があった場合、罪を犯した者は刑事責任を免除されるものとする。

第5章 刑罰

第26条 刑罰の定義

刑罰は、罪を犯した者の権利、利益を剥奪又は制限する国家による最も厳しい強制措置である。

刑罰は刑法で定められ、裁判所がこれを決定する。

第27条 刑罰の目的

刑罰は、罪を犯した者を罰するのみでなく、社会に役立つよう教育し、法律遵守と社会主義的な生活の規則の意識をもたせ、新たな犯罪を防止することを目的とする。刑罰は、また罪を犯した者以外の者が法律を尊重し、犯罪を防止し犯罪と闘うよう教育することも目的とする。

第28条 刑罰

刑罰には主刑と補充刑がある。

- 主刑には次のものがある。
 - 戒告
 - 罰金
 - 非拘束矯正
 - 退去強制
 - 有期懲役
 - 無期懲役
 - 死刑
- 補充刑には次のものがある。
 - 一定の職務、職業又は仕事に就くことの禁止
 - 居住の禁止
 - 保護観察
 - 公民権の一定剥奪
 - 財産没収
 - 主刑として適用されない場合の罰金
 - 主刑として適用されない場合の退去強制
- 各犯罪につき、罪を犯した者は、いずれか一つの主刑のみ科せられ、かつ、複数の補充刑を科せられることがある。

第29条 戒告

戒告は、刑罰免除を正当化するほどではないが、情状酌量するひとつのある重大でない犯罪の行為者に適用される。

第30条 罰金

- 主刑としての罰金は、経済管理秩序、公的秩序及び行政管理秩序を侵害する重大でない犯罪の行為者並びに本刑法に規定する他の犯罪に対して適用される。
- 補充刑としての罰金は、汚職、薬物関連犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯した者に対して適用される。
- 罰金額は、犯罪の性質及び重大性に基づき、罪を犯した者の資産状況及び物価変動を考慮して決定されるが、100万ドンを下回ってはならない。
- 罰金の支払は、裁判所が判決で決定した期限内で一括又は分割でなすことができる。

第31条 非拘束矯正

1. 6か月から3年以下の非拘束矯正は、本刑法に規定する重大でない犯罪又は重大な犯罪を実行した者で、定職を有し、又は住所が明確であり、かつ、罪を犯した者を社会から隔離する必要がないとみなされた場合に適用する。
判決を受けた罪を犯した者が、既に暫定留置、勾留されていた場合には、暫定留置、勾留期間は、非拘束矯正の期間から差し引くが、この場合、暫定留置、勾留1日は、非拘束矯正の3日に相当するものとする。
2. 裁判所は、非拘束矯正を処せられた者につき、同人が勤務する機関又は組織又は同人が居住する地元機関に対し、監督及び教育を委託する。この判決を受けた者の家族は、監督及び教育において、機関、組織及び地元機関に協力しなければならない。
3. この判決を受けた者は、非拘束矯正に関する条項に従い、多くの義務を果たさなければならない、収入の5パーセントから20パーセントの範囲を控除し、これを国庫に納付しなければならない。特別の場合には、裁判所はその収入控除の免除を命じることができるが、この場合判決に免除理由を明記しなければならない。

第32条 退去強制

退去強制とは、判決を受けた外国人をベトナム社会主義共和国の領土から出て行かなければならないよう命じることをいう。退去強制は、裁判所が、それぞれの事件の特性を考慮して、主刑又は補充刑として適用する。

第33条 有期懲役

有期懲役は、判決を受けた者に一定期間、刑務所で服役させることをいう。一の罪を犯した者に対する有期懲役は、下限3か月、上限20年の範囲とする。

判決以前の暫定留置、勾留期間は、懲役期間から差し引かれるものとする。暫定留置、勾留1日は、懲役の1日に相当するものとする。

第34条 無期懲役

無期懲役は、特に極めて重大な犯罪を実行した者で、死刑判決を正当化するほどではない者に適用される刑罰である。

無期懲役は、未成年罪を犯した者には適用されない。

第35条 死刑

死刑は、特に極めて重大な犯罪を実行した者に対してのみ適用される特別の刑罰である。

死刑は、罪を犯した時点又は裁判の時点で、未成年であった者、妊婦及び36か月以下の子供を育てている女性には適用されない。

死刑は妊婦及び36か月以下の子供を育てている女性には適用されないが、このような場合、死刑は無期懲役に変更される。死刑判決を受けた者が減軽を受ける場合、死刑は無期懲役に変更されるものとする。

第36条 一定の職務の保持、一定の職務又は一定の仕事に対する禁止

一定の職務、職務又は仕事に就くことに対する禁止は、判決を受けた者に一定の職務、事業の営業又は仕事を容認することにより社会に被害をもたらすとみなされる場合に適用される。

この禁止期間は、懲役刑の場合は服役完了日、主刑が戒告、罰金又は非拘束矯正の場合又は執行猶予の判決が下された場合には、判決が法的効力を有するに至った日から起算して1年から5年までを範囲とする。

第37条 居住禁止

居住の禁止は、懲役刑に処せられた者を一定の場所に一時又は永久に居住させないよう強制することをいう。

居住禁止期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年から5年までを範囲とする。

第38条 保護観察

保護観察は、判決を受けた者が、地域の行政機関及び住民の監督と教育の下で、一定地区において、居住し、生計を立てるとともに矯正改善する強制措置をいう。保護観察の期間中は、居住地区を離れてはならない。また、本刑法第39条に従い、一定の公民権が剥奪され、一定の事業の営業又は仕事を行うことが禁じられることがある。

保護観察は、国家の安全を侵害する罪を犯した者、危険な累犯又は本刑法に規定する他の犯罪を行った者に適用される。

保護観察期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年から5年までを範囲とする。

第39条 一定の公民権剥奪

1. 国家の安全を侵害した犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯したことにより懲役刑に処せられたベトナム公民は、以下の公民権を剥奪される。

- a) 選挙に立候補する権利及び国家機関の代表者を選任する権利
- b) 国家機関に勤務する権利及び人民軍の兵役につく権利

2. 公民権剥奪は1年から5年までを期限とする。その起算点は、懲役刑の服役完了後又は執行猶予の判決を受けた場合にはその判決が法的効力を有するに至った時点とする。

第40条 財産の没収

財産の没収は、判決を受けた者から財産の所有の一部又は全部を、国庫に納付するために没収することをいう。財産の没収は、本刑法に規定する重大な犯罪、極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決された者のみに適用される。

すべての財産を没収された場合でも、判決を受けた者及びその家族に生活するのに必要な条件は残される。

第6章 司法措置

第41条 犯罪に直接関連した物品と金銭の没収

1. 国庫への財産没収は次の物に適用される。

- a) 犯罪行為に使用された道具及び手段として使用された物
- b) 犯罪行為によって取得した物若しくは金銭、又は犯罪取引若しくは交換によって取得した物若しくは金銭
- c) 国家が流通を禁止している物品

2. 罪を犯した者が不法に奪取し又は使用した物、金銭は、没収されず、法律上の権利を有する所有者又は管理者に返還される。

3. 罪を犯した者以外の者に属する物、金銭であっても、罪を犯した者がそれを使用して罪を犯した際、その持ち主に責任がある場合には、国庫へ没収することができる。

第42条 財産の返却、被害の修復又は損害賠償；公的謝罪の強制

1. 罪を犯した者は、横領した財産を法律上の権利を有する所有者又は管理者に返却し、犯罪によって生じたことが明らかな物質的損害を修復し、又は損害賠償しなければならない。

2. 犯罪によって生じた道義的被害の場合、裁判所は、罪を犯した者に対し、被害者に物質的損害賠償及び公的謝罪をさせなければならない。

第43条 強制治療

1. 本刑法第13条第1項に規定する病気を患いながら、一方で社会にとって危険な行為を犯した者に対し、訴訟段階によっては、検察院又は裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的に治療させるために専門の治療機関に送ることを決定できる。専門の医療機関に送る必要がないとみなした場合には、権限のある国家機関の監督下で、家族又は保護者にその看護を任せられることができる。

2. 刑事責任能力を有して罪を犯した者が、刑の判決以前に認識能力

を喪失し又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合は、裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の医療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、罪を犯した者は刑事責任を負わなければならないことがある。

3. 服役者が、認識能力を喪失し又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合、裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の治療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、刑罰の免除の他の理由がなければ服役者は刑罰を引き続き実行しなければならない。

第44条 強制的治療期間

治療機関の結論に基づき、本刑法第43条に定めるように、医療処置を強制的に受けた者が病気が回復した場合、訴訟段階によっては、検察院又は裁判所は、この措置の適用を考慮し、中止の決定をするものとする。

この強制的治療処置期間は、服役期間から差し引かなければならない。

第7章 刑罰の決定

第45条 刑罰決定の根拠

裁判所は、刑罰を決定する際、犯罪行為が社会に与える危険性の性質及び程度、罪を犯した者の経歴、刑事責任を酌量又は加重すべき情状を考慮して、刑法の規定に基づいて決定する。

第46条 刑事責任を酌量すべき情状

1. 次の情状は刑事責任を酌量すべきものと考えられる。
 - a) 罪を犯した者が犯罪によって生じた損害を防止し、犯罪の被害を減じた場合
 - b) 罪を犯した者がすすんで損害を修復、賠償し、又は被害を回復する場合
 - c) 正当防衛の限度を越えて、犯罪が行われた場合
 - d) 緊急事態の必要性の限度を越えて犯罪が行われた場合
 - dd) 被害者又は他人の違法行為によって、罪を犯した者が精神的に誘発されて犯罪が行われた場合
 - e) 罪を犯した者自身に原因のない極めて厳しい苦境によって犯罪が行われた場合
 - g) 犯罪は行われたが、被害が皆無又は軽微な場合
 - h) 犯罪が行われたが、初犯であり、かつ、重大でない犯罪である場合
 - i) 他人による脅迫、強要によって犯罪が行われた場合
 - k) 時代遅れであることによる犯罪
 - l) 罪を犯した者が妊婦である場合
 - m) 罪を犯した者が老人である場合
 - n) 自身の認識能力又は自身の行為を制御する能力が限定されるほどの病気を患っている罪を犯した者の場合
 - o) 罪を犯した者が自首した場合
 - p) 罪を犯した者が正直に報告し、改悛の情を示している場合
 - q) 罪を犯した者が責任機関に対し犯罪の調査と捜査に積極的に協力する場合
 - r) 罪を犯した者が業績によってその過失を償った場合
 - s) 罪を犯した者が、生産、戦闘、研究又は仕事において優秀な成績を有している場合
2. 裁判所は、刑罰を決定する際、それ以外の減輕事由を酌量することができるが、その理由を判決に明記しなければならない。
3. 犯罪の認定及び刑罰の類型・区分を決定する事由として刑法に規定されている酌量すべき事由は、量刑を決定する目的のための酌量事由とみなしてはならない。

第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定

本刑法の第46条第1項に定める情状酌量が二つ以上あるときは、裁判所は、法律に規定する最下限の刑罰区分を適用して刑罰を決定できるが、この場合、その刑罰区分のなかで比較上軽い刑罰でなければならないが、法律上、同犯罪に関し唯一の刑罰区分しかなく、又はこの刑罰区分が法律上最高区分の刑罰の場合には、裁判所は最下限の刑罰区分よりさらに低い刑罰を決定し、さらに軽い刑罰の範疇に移行して刑罰を決定できる。ただし、この刑罰の減輕の理由を判決に明記しなければならない。

第48条 刑事責任を加重すべき情状

1. 以下に掲げるものは、刑事責任を加重すべき情状とみなされる。
 - a) 組織的な犯罪
 - b) 累犯
 - c) 職務、権限を濫用した犯罪
 - d) 暴力的に行われた犯罪
 - dd) 卑劣な動機で行われた犯罪
 - e) 故意に最後まで犯罪を完遂した
 - g) 累犯、再犯及び危険な再犯
 - h) 子供、妊婦、老人、自衛できない人に対する犯罪、又は物質的、道義的条件、仕事若しくは他の方法において罪を犯した者に依存している人々に対する犯罪
 - i) 国家財産を侵害した場合
 - k) 重大な被害、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を招来する罪を犯した場合
 - l) 罪を犯すために、戦争、緊急事態、自然災害、流行病又は特別な社会的苦境を利用した場合
 - m) 背信又は残酷な策略を用いて犯罪を行った場合、多数の人々に被害をもたらす方法を用いた場合
 - n) 未成年を扇動して罪を犯させた場合
 - o) 犯罪を回避又は隠匿するために、背信的、暴力的な行為に及んだ場合
2. 犯罪の構成要件であり、又は刑罰の区分を決定する事由は、加重すべき情状とみなされてはならない。

第49条 再犯及び危険な再犯

1. 再犯とは、判決を受けた罪を犯した者が、その前科抹消前に再度故意に罪を犯し、又は故意ではなくとも極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだものいう。
2. 次のような場合は、危険な再犯とみなされる。
 - a) 故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決を受けた者が、その犯罪の前科抹消前に、故意ではなくとも再度極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだとき。
 - b) 再度罪を犯した者が、前科抹消前に再度故意に罪を犯したとき。

第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定

複数の罪を犯した者を審理する際、裁判所は、各犯罪につき刑罰を決定した後、次の規定に従ってそれぞれの刑罰を併合するものとする。

1. 主刑に関する場合
 - a) 既に確定した刑罰がすべて非拘束矯正又はすべて有期懲役であるときは、いずれも合算して一つの共通刑となる。この共通刑は非拘束矯正のときは3年、有期懲役のときは30年を超えてはならない。
 - b) 既に確定した刑罰が非拘束矯正と有期懲役であるときは、本条第1項 a) に規定するように、一つの共通刑にするために、非拘束矯正の3日分を懲役の1日分の比率に換算して非拘束矯正を有期懲役に変更する。
 - c) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が無期懲役であるときは、共通刑は無期懲役とする。

- d) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が死刑の場合、共通刑は死刑とする。
- dd) 財産刑は、他の種類の刑罰と併合しない。罰金は合算額を共通の罰金とする。
- e) 退去強制は、他の種類の刑罰と併合しない。

2. 補充刑の場合

- a) 既に確定した刑罰が同種類であるときは、その種類の刑罰に関し、本刑法で規定されている期限内に共通刑が決定される。財産刑は、罰金を合算して共通の罰金とする。
- b) 既に確定した刑罰が異なる種類であるときは、判決を受けた者は、すべての確定刑に服さなければならない。

第51条 複数の判決による刑の併合

1. 現在の判決で服役中の者が、この判決以前に犯した罪によって審理される場合、裁判所は、同犯罪について刑罰を決定し、本刑法第50条の規定に従い、刑罰を併合して共通刑を決定する。前の判決で服役した期間は、共通刑の期間から差し引かれる。
2. 服役中の者が新たに罪を犯して審理される場合、本刑法第50条に定める共通刑を決定する前に、裁判所は、新たな犯罪の刑罰を決定し、前の判決の服役残余期間に合算するものとする。
3. 複数の刑罰が併合されないまま、既に法的効力を有するに至った複数の判決に服役中の場合、本条第1項及び第2項の定めに従い、決定した裁判所の長官は各判決の併合を決定するものとする。

第52条 犯罪の準備及び未遂の場合における刑の決定

1. 犯罪の準備及び未遂に対する刑罰は、刑法に規定する企図された犯罪に対応する刑罰に従って決定されるが、その決定に当たっては、当該行為の性質、社会に及ぼす危険性の程度、意図した犯罪の実現性の程度及び既遂に至らなかったことなどの情状等を考慮する。
2. 犯罪の予備については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、予備行為に適用すべき刑の上限は懲役20年を超えてはならない。企図された犯罪の刑が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の2分の1を超えてはならない。
3. 未遂については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、これらの刑罰は特に極めて重大な犯罪にのみ適用することができる。企図された犯罪が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の4分の3を超えてはならない。

第53条 共犯における刑の決定

共犯者の刑を決定するに当たって、裁判所は、共謀の性質、各共犯者の性格及び関与の程度を考慮しなければならない。

酌量、加重又は刑事責任免除に関する情状は、このようなひとつが認められる共犯者にのみ適用される。

第54条 刑罰の免除

犯罪行為そのものが、本刑法第46条に規定する刑事責任免除には至らないが、特別に寛大な処置にすべき酌量情状があるときは、当該行為者は刑の免除を受けることができる。

第8章 判決執行の時効、刑罰の執行、刑罰の免除及び減輕

第55条 判決執行の時効

1. 刑事判決の執行の時効は、判決を受けた者が、その期間満了時において、確定判決に従う必要がなくなる期限であり、本刑法に規定するものである。
2. 刑事判決執行の時効は、次のとおり規定する。
 - a) 財産刑、非拘束矯正又は3年以下の懲役の場合は5年

- b) 3年を超え15年以下の懲役の場合は10年
 - c) 15年を超え30年以下の懲役の場合は15年
3. 刑事判決執行の時効は、判決が法的効力を有するに至った日から計算する。本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が再度新たな罪を犯したときは、過去の継続期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は新たな罪を犯した日から再度計算する。本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が故意に逃亡し、かつ、捜査令状が出ている場合は、逃亡の期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は出頭又は逮捕された日から再度計算する。
 4. 無期懲役又は死刑の執行の時効は、15年を経過した後、最高人民検察院長官の請求に基づき最高人民裁判所長官によって決定される。刑事判決執行の時効が認められないときは、死刑は無期懲役に、無期懲役は30年までの懲役にそれぞれ変更される。

第56条 判決執行の時効の不適用

判決執行の時効は、本刑法第11章及び第24章に規定する犯罪には適用しない。

第57条 刑執行の免除

1. 非拘束矯正、有期懲役の判決を受けた者が判決執行がなされていない者で、偉大な業績をあげた経歴があり、又は危険な病気を患ったことがあるものの、同人が社会にとってもはや危険ではないときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき刑を免除することができる。
2. 刑を受けた者が、特別の仮釈放又は恩赦が認められたときは、刑の執行が免除される。
3. 重大でない犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第61条に定める執行延期の権利が与えられており、かつ、執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、刑執行の免除を決定することができる。
4. 重大でない犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第62条に定める一時的な執行停止の権利が与えられており、かつ、一時的な執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、刑の残余部分の執行免除を決定することができる。
5. 居住の禁止又は保護観察の刑に服している者で、既にその刑期の半分を終了して社会復帰しているときは、当該地区の行政機関の提案に基づき、裁判所は、刑期の残り半分の執行免除を決定することができる。

第58条 宣告した刑の減輕

1. 非拘束矯正の刑に処せられた者で、一定期間刑に服し、改善更正につき進歩があるときは、直接監督及び教育の責任を委託されている機関、組織又は地方行政機関の提案に基づき、裁判所は刑期の減輕を決定することができる。懲役刑に処せられた者で、一定期間服役し、改善更正につき進歩があるときは、懲役刑の執行機関の提案に基づき、裁判所は刑期の減輕を決定することができる。最初の減輕は、刑に服役した期間が非拘束矯正及び30年までの懲役については刑期の3分の1、無期懲役については12年を経過した後考慮される。
2. 財産刑を処せられた者が、一部を支払ったものの、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり極めて困難な経済状況に陥ったことにより残額の支払いを継続できなくなったとき、又は偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、財産刑の残額支払いの執行免除の決定をなすことができる。
3. 受刑者は、幾多の減輕を受ける権利を有するが、宣告刑の半分は服役しなければならない。無期懲役に処せられた者は、まず30年までの懲役に減輕され、その後幾多の減輕事由が存しても現実に最低20年までは服役しなければならない。

4. 刑の一部を減輕された者が、新たに重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合には、共通刑の3分の2を服役するか、無期懲役については20年服役した後に初めて、裁判所は減輕を考慮するものとする。

第59条 特別な場合における刑の減輕

偉大な業績をあげたこと、極めて老齢かつ虚弱であること、又は危険な病気を患っていることを理由として更に寛大処置をなすに値する受刑者に対しては、裁判所は、本刑法第58条に規定する内容に比して、減輕の時期又は内容において、より有利な方向で減輕を考慮することができる。

第60条 執行猶予

- 3年までの懲役刑を宣告する際、裁判所は、罪を犯した者の個人的性格及び酌量すべき情状に基づき、懲役刑を科す必要がないと認められるときは、刑の執行猶予の判決をなすとともに、1年から5年以内の試練期間を設ける。
- 試練期間中においては、裁判所は、罪を犯した者が勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関に対し、罪を犯した者の監督及び教育を委託する。有罪判決を受けた者の家族は、監督及び教育につき、機関、組織又は地区の行政機関に協力する義務を有する。
- 執行猶予に付された者に対しても、本刑法第30条及び36条の規定に従い、罰金、一定の職務、事業の営業又は仕事に就くことの禁止を含む補充刑を科すことができる。
- 執行猶予に付され、かつ、保護観察期間の半分を終えて改善更正につき進歩があった者に対し、裁判所は、監督及び教育の責任を有する機関又は組織の請求に基づき、その保護観察期間の短縮を決定できる。
- 執行猶予に付された者が、保護観察期間中に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑を強制的に執行する決定をなし、本刑法第51条に定めに従い、新たな犯罪による刑と合算する。

第61条 懲役刑の執行延期

- 懲役刑に処せられた者は、次の場合においては、刑の執行延期の権利が与えられる。
 - 重大な病気を患った場合には、病気が回復するまで刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
 - 妊娠中の女性、又は36か月以下の子供を養育している女性は、子供が36か月の年齢に達するまで、刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
 - 罪を犯した者が家族の中で唯一の働き手であり、懲役刑に服役することにより家族が極めて生活困難に陥る場合には、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。ただし、国家安全を侵害した犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪に処せられた場合を除く。
 - 重大でない犯罪に処せられた場合は、公務の必要性によっては、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
- 懲役執行延期中に、執行延期されたものが更に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑罰の執行を強制しなければならず、本刑法第51条の規定に従い、新たな判決の刑罰に合算する。

第62条 懲役刑の一時停止

- 懲役刑に服役中の者が、本刑法第61条第1項に規定する場合のいずれかに該当するときは、懲役刑の一時停止を受ける権利が与えられる。
- 刑の一時停止期間は、刑期に算入してはならない。

第9章 前科の抹消

第63条 前科の抹消

有罪判決を受けた者は、本刑法第64条から第67条の規定に基づき、その前科が抹消される。

前科が抹消された者は、受刑しなかったものとみなされ、裁判所から証明書が与えられる。

第64条 前科の当然の抹消

次の者は当然的に前科が抹消される。

- 刑罰を免除された者
- 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪以外の罪に問われた者で、その刑の服役を完了した後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、次に定める期限内に新たな罪を犯さなかった者。
 - 戒告、罰金、非拘束矯正又は執行猶予に処せられた場合は1年
 - 3年までの懲役の場合は3年
 - 3年を超え15年までの懲役の場合は5年
 - 15年を超える懲役の場合は7年

第65条 裁判所の決定による前科の抹消

- 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪に問われた者に対する前科の抹消は、犯罪の性質、人格、有罪判決を受けた者の遵法態度及び労務態度によって、裁判所が以下に掲げる場合に限り、これを決定する。
 - 3年までの懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、3年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
 - 3年を超え15年までの懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、7年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
 - 15年を超える懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、10年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
- 前科抹消の1回目の請願が裁判所に拒否されたときは、次の請願をするには1年待たなければならない。2回目の請願を拒否された場合、次の前科抹消の請願まで2年待たなければならない。

第66条 特別な場合の前科抹消

有罪の判決を受けた者が改善更正につき著しい進歩を示し、功績をあげ、その者の勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関によって前科の抹消を推薦された場合は、刑期の最低3分の1を保証すれば、裁判所はその者の前科を抹消することができる。

第67条 前科抹消のための期限計算の方法

- 本刑法第64条及び第65条に規定する前科抹消の期限は、宣告された主刑に基づくものである。
- 前科がいまだに抹消されていない者が新たな罪を犯した場合、前の犯罪による前科を抹消するための期限は、新たな犯罪による刑判決の服役を完了した日から計算する。
- 服役の完了とは、主刑、補充刑及びその他の判決の決定につき、完全に服役することをいう。
- 残刑の服役を免除された者は、刑の執行を完了したものとみなされる。

第10章 罪を犯した未成年者に対し新たに適用される規定

第68条 罪を犯した未成年者に対する刑法の適用

罪を犯した未成年者とは、満14才以上18才未満の罪を犯した者のことである。罪を犯した未成年者は、本章の規定に基づき刑事責任を負わなければならないとともに、本章の規定に反しない限り、本刑法の総則規定に基づく刑事責任を負わなければならない。

第69条 罪を犯した未成年者の処理の原則

- 罪を犯した未成年者の処理に当たっては、教育、正すこと、健

全な成長及び社会に有益な公民になることを助けることを主たる目的とする。

未成年者による犯罪行為の捜査、訴追及び判決のあらゆる段階において、管轄権のある国家機関は、その犯罪行為が社会にもたらす危険性を認識する能力の有無、当該犯罪行為に関連する原因及び条件を決定しなければならない。

2. 罪を犯した未成年者は、重大でない犯罪又は大きな被害をもたらさない重大な犯罪に及んだときにおいては、多くの酌量すべき情状があり、その家族、機関又は組織による監督及び教育を受けるならば、その刑事責任を免除されることもある。
3. 罪を犯した未成年者に対する刑事責任の審理及び科刑は、これが必要な場合に限られ、かつ、犯罪行為の性質、人格的な特質及び犯罪防止の必要性に基づいてなされなければならない。
4. 罪を犯した未成年者に刑罰を科す必要がないと認められるときは、裁判所は、本刑法第70条に規定する司法措置の一つを適用する。
5. 無期懲役又は死刑は、罪を犯した未成年者には科されない。罪を犯した未成年者に有期懲役を宣告する場合は、裁判所は、相当する罪を犯した成人に科すべき刑罰より軽い刑を科すものとする。
財産刑は、満14才以上16才未満の罪を犯した未成年者には適用されない。
補充刑は、罪を犯した未成年者には適用しない。
6. 16才未満の罪を犯した未成年者に対する判決は、累犯又は危険な累犯の決定に当たって考慮されることはない。

第70条 罪を犯した未成年者に適用すべき司法措置

1. 罪を犯した未成年者の場合は、裁判所は、教育、防止の性質を有する以下に掲げる司法措置のいずれか一つの適用を決定することができる。
 - a) 社、区、管轄区における教育
 - b) 養育学校に入れる
2. 重大でない犯罪又は重大な犯罪に及んだ罪を犯した未成年者に対し、裁判所は、1年から2年までの期間、社、区、管轄区における教育措置を適用できる。
社、区又は管轄区で教育に置かれた者は、裁判所によってその責任を委託された地域の社、区、管轄区等の行政機関若しくは社会組織の監督及び教育の下で、勉学、労働、法律の遵守等の義務を果たさなければならない。
3. 犯罪の重大性、個人の性格及び生活環境によって、厳格な規律をもって再教育組織に送致する必要があると認められるときは、裁判所は、1年から2年の期間、罪を犯した未成年者を少年院に送る措置を適用できる。
4. 社、区、管轄区等で教育を受けている者又は少年院に送致された者が、裁判所が決定した期間の半分を終了し、改善更正につき相当の進歩があるときは、監督及び教育の責任を委託された機関、組織又は少年院の提案に基づき、裁判所は、社、区若しくは管轄区等の教育又は少年院における教育期間の終了を決定できる。

第71条 罪を犯した未成年者に対する適用すべき刑罰

罪を犯した未成年者はそれぞれの犯罪につき、以下に掲げる刑罰のうち一つ刑罰を受けるものとする。

1. 戒告
2. 罰金
3. 非拘束矯正
4. 有期懲役

第72条 罰金

罰金は、満16才以上18才未満の罪を犯した未成年者で、収入又は私有財産を有する場合に、主刑として適用する。

罪を犯した未成年者に適用する罰金の基準は、条項の規定により相当する成人の罰金水準の2分の1を超えてはならない。

第73条 非拘束矯正

罪を犯した未成年者に非拘束矯正を適用するに当たっては、その収入を減じてはならない。

罪を犯した未成年者に適用する非拘束矯正期間は、法律の規定により相当する成人に対する期間を超えてはならない。

第74条 有期懲役

罪を犯した未成年者は、以下に掲げる規定に従って有期懲役のみを科す。

1. 罪を犯した時、満16才以上18才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は18年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合は、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の4分の3を超えてはならない。
2. 罪を犯した時、満14才以上16才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は12年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合は、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の2分の1を超えてはならない。

第75条 複数の罪を犯した場合の刑罰の併合

複数の罪を犯した者で、そのうち満18才に達する以前に犯した犯罪がある場合は、刑罰の併合は次のように適用される。

1. 複数の犯罪のうち、最も重大な犯罪が満18才に達する以前に行われたときは、共通刑は、本刑法第74条に規定する最高刑を越えてはならない。
2. 複数の犯罪のうち、最も重大な犯罪が行われた時既に満18才に達していた場合は、共通刑は、成人に適用すべきものと同等とする。

第76条 既決刑の減輕

1. 非拘束矯正又は懲役刑に処せられた罪を犯した未成年者で、多くの進歩があり、かつ既に刑期の4分の1を服役しているときは、裁判所により刑罰の減輕が考慮される。懲役刑に対してのみ、刑罰は各回4年まで減輕されるが、これを適用するに当たっては、刑期の5分の2の服役を終了しているときに限られる。
2. 非拘束矯正又は懲役刑に処せられた罪を犯した未成年者で、功績をあげた場合又は危険な病気を患った場合には、裁判所は、直ちに刑の減輕を考慮し、刑罰の残余の服役を免除することができる。
3. 財産刑を処せられた罪を犯した未成年者が、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり極めて困難な経済状況に陥った場合又は偉大な業績をあげた場合には、裁判所は、検察院長官の提案に基づいて、財産刑の残余支払いの執行の減輕又は免除を決定することができる。

第77条 前科の抹消

1. 罪を犯した未成年者に対する前科の抹消の期限は、本刑法第64条に規定する期限の二分の一とする。
2. 本刑法第70条第1項に規定する司法措置に処せられた罪を犯した未成年者は、前科がなかったものとみなされる。

犯罪

第11章 国家の安全を侵害する罪

第78条 国家反逆罪

1. ベトナム公民が、祖国の独立、主権、統一、領土及びベトナム社会主義共和国の国防軍、社会主義体制又は国家に危害を加える目的で、外国と通謀して行動したときは、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 行為者に多くの酌量すべき情状があるときは、7年以上15年以

下の懲役に処す。

第79条 人民政権倒壊罪

人民政権を倒壊させる意図で、活動し、組織を設け又は組織に参加したときは、以下に掲げる刑に処す。

1. 首謀者、教唆者、精力的に活動した者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第80条 スパイ罪

1. 以下に掲げる行為をした者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) ベトナム社会主義共和国に敵対して、スパイ、破壊活動を指揮する行為又はスパイ、破壊活動の拠点を設ける行為。
 - b) 外国の指導により、スパイ、破壊活動の拠点を設ける行為で、密通、告げ口、隠匿、先導、又は他の行為をして外国人のスパイ、破壊活動を幫助する行為。
 - c) ベトナム社会主義共和国に敵対して国家の秘密を外国に提供する目的で、情報、他の資料を提供又は収集し、外国が使用するための情報、他の資料を収集又は提供する行為。
2. 重大でない犯罪のときは、行為者は5年以上15年以下の懲役に処す。
3. スパイとしての行動に同意したものの、与えられた任務を実行せず、権限ある国家机关に自白し、正直に報告した者は、刑事責任を免除する。

第81条 領土治安の侵害

ベトナム社会主義共和国の領土に被害を及ぼすため、領土への侵入、国境線の不正な変更その他の行為を犯したときは、以下に掲げる刑罰に処す。

1. 首謀者、精力的に活動する者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第82条 反乱罪

人民政権に抵抗する目的で、武装活動を指揮し又は組織的な暴力を用いたときは、以下に掲げる刑罰に処す。

1. 首謀者、精力的に活動した者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第83条 匪賊活動罪

山岳地帯、海上その他接触困難な地域において、武装活動を指揮し、人々を殺害し、財産を略奪又は破壊して、公民の統治を妨害しようと企図した者は、以下に掲げる刑罰に処す。

1. 首謀者、精力的に活動する者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第84条 テロ罪

1. 人民の政権に抵抗し、公務員、公共職員又は公民の生命の侵害を意図する者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 身体的自由又は健康を侵害する罪を犯した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
3. 生命を侵害する旨脅し、その他の精神威圧行為をした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
4. ベトナム社会主義共和国の国際関係を困難にさせるため、外国人をテロ行為で威嚇した者も、本条に従って刑を科す。

第85条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊

する行為

1. 政治、安全保障、国防、科学技術、文化、社会的な分野において、ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊して人民政権に抵抗しようと意図する者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は5年以上15年以下の懲役に処す。

第86条 社会経済政策の実施を破壊した罪

1. 社会経済政策の実施を揺るがして公民の統治を妨害する者は、7年以上20年以下の懲役に処す。
2. 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は3年以上7年以下の懲役に処す。

第87条 協和政策を破壊した罪

1. 人民政権に反対する目的で、以下に掲げる行為を犯した者は、5年以上15年以下の刑に科す。
 - a) 異なる人民の階層間又は人民と武装戦力、人民政権、社会組織の間を離間させる。
 - b) 民族間の憎悪、差別、離間を引き起こし、ベトナム諸民族共同体の平等な権利を侵害する。
 - c) 宗教を持つ者と無宗教の者の間、又は信仰を持つ信徒と人民政権、社会組織の間を、離間させる。
 - d) 国際的な協和政策の遂行を破壊する。
2. 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は2年以上7年以下の刑を科す。

第88条 ベトナム社会主義共和国に敵対する宣伝の罪

1. ベトナム社会主義共和国に敵対して、次に掲げる行為の一をした者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 人民政権を逆宣伝し、侮辱する行為。
 - b) 人民の間に混乱を誘発するために、心理戦争を広げ捏造した情報を流布させる行為。
 - c) ベトナム社会主義共和国に反対な内容を盛り込んだ文書、文化的作品を作成、蓄積、流行する行為。
2. 特に極めて重大な犯罪のときは、その罪を犯した者は10年以上20年以下の懲役に処す。

第89条 治安壊乱罪

1. 治安を乱し、公務中の公務員を妨害し、機関、組織の活動を妨害するために、多数の公民を扇動し、関与させ、集合させて国民の統治を妨害する意図を有する者で、本刑法第82条に該当しないときは、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 他の共犯者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第90条 拘束施設破壊罪

1. 人民政権に反対し、拘束施設を破壊し、同施設からの脱走を組織し、被拘束者、被勾引者をすり替え又は拘束施設から脱走した者は、10年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
2. 重大でない犯罪のときは、3年以上10年以下の懲役に処す。

第91条 人民政権に反対する目的で国外逃亡した罪又は国外に滞留した罪

1. 人民政権を反対する目的で、国外に逃亡し又は国外に滞留した者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
2. 首謀者、強要者、教唆者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な犯罪のときは、罪を犯した者は12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

第92条 補充刑罰

本章に定める罪を犯した者は、1年から5年の間、一連の公民権

を剥奪され、1年以上5年以下の間、保護観察下に置かれ、居住を禁じられ、財産の一部又は全部を没収される。

第12章 人の生命、健康、尊厳及び名誉に対する罪

第93条 殺人

- 以下に掲げる殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - 多くの人を殺害した
 - 妊婦と知った上で女性の殺害
 - 幼児の殺害
 - 公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺害
 - 祖父母、父、母、扶養者、教師の殺害
 - 極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだ直前又は直後における殺人
 - 他の罪を実行又は犯罪隠匿するため
 - 被害者の身体から臓器を摘出するため
 - 残虐に実行したこと
 - 職業で利用した
 - 多数人に死なせることができる方法
 - 殺し屋の雇用又は雇った殺し屋の殺害
 - 暴力的
 - 組織的
 - 危険な再犯
 - 卑劣な動機のため
- 本条第1項に規定されている場合に当たらない罪を犯した場合は、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、職務分担、就職を禁じられ、又は1年以上5年以下の間保護観察の措置を受け、1年以上5年以下の間居住管理若しくは禁止の措置を受けることがある。

第94条 新生児殺害の罪

時代遅れの考え方の影響を強く受け又は客観的に見て特別な境遇において、新生児を殺害し又は遺棄してその新生児を死に至らしめた母親は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第95条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪

- 被害者が自己又は近親者に対して行った重大な違法行為に強く刺激されて殺人を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 強く精神を刺激された状態で多くの人を殺害した者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第96条 正当防衛の範囲を超える殺人

- 正当防衛の範囲を超えて殺人を犯した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 正当防衛の範囲を超えて多くの人を殺した者は、2年以上5年以下の懲役に処す。

第97条 公務執行中による致死罪

- 公務執行中に法によって認められる場合以外に暴力の使用によって死に至らしめた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 犯罪で多くの人を死に至らしめた場合又はその他の非常に重大な場合には、7年以上15年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務、職業に就くこと又は他の仕事に就くことを禁じられることがある。

第98条 過失致死罪

- 過失で人を死に至らしめた者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。

- 過失で多くの人を死に至らしめた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第99条 職業又は行政上の規則違反による過失致死罪

- 職業又は行政上の規則違反により過失で他人を死に至らしめた者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
- 犯罪で多くの人を死に至らしめた者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第100条 自殺の強要

- 自己が扶養する者を、残酷に扱い、常に脅迫し、虐待し、又は侮辱して、その者に自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 多くの人を自殺させた者は、5年以上12年以下の懲役に処す。

第101条 自殺の教唆又は幫助罪

- 他人に自殺を教唆又は幫助した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 多くの人を自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第102条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪

- 他人に生命の危険がある状態を知りつつ、その機会があるにもかかわらず助けなかったことによりその人を死に至らしめた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処せられる。
- 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - 救助しなかった者が、その危険な状況を過失により作り出した者である。
 - 救助しなかった者が、法又は職務によって助けるべき義務を有している者である。
- 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くこと、又は職業や仕事に就くことを禁じられることがある。

第103条 殺害の脅迫罪

- 殺害すると脅迫した者は、脅迫を受けた者がその脅迫が実現されると按ずる根拠があるときは、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 多くの人に対する
 - 公務執行中の者に対し又は公務に関連する理由のために被害者となった。
 - 子供に対する
 - 他の犯罪に関与していることを隠蔽し、又はその責任を回避するため。

第104条 故意による傷害又は他人の健康に対する被害

- 故意に他人の健康に傷害又は被害を加え、その傷害率が11パーセント以上30パーセント以下の傷害を引き起こした者、又は11パーセント未満の傷害であっても下記のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - 凶器又は手段を使って多くの人に被害を負わせたこと
 - 被害者に軽い障害を引き起こしたこと
 - 同一人又は多くの人に対して何度も犯罪を犯した。
 - 児童、妊娠している女性、老人、病弱者、又は自己防衛できない者に対する

- dd) 祖父母、父母、扶養者及び教師に対する
 - e) 組織的である
 - g) 暫定留置中、勾留中又は教育施設に入所中である
 - h) 傷害実行犯を雇用し、又は雇った傷害実行犯を傷害
 - i) 暴力な性質又は危険な犯罪
 - k) 業務上妨害の目的又は被害者の業務を理由として妨害する目的である
2. 他人に傷害率31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康に害を与え、又は11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害であっても本条第1項 a から k までに定める場合に当たるときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 3. 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害、健康に対する害を与え若しくは死に至らしめ、又は31パーセント以上60パーセント以下の傷害であっても本条第1項の a から k までに定める場合に当たる罪を犯したときは、5年以上15年以下の懲役に処す。
 4. 罪を犯し、そのため多くの人を死に至らし、又はその他の非常に重大な場合には、10年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

第105条 精神を激しく刺激されたせいで他人に故意に傷害を加え、又はその者の健康に対する被害を加える罪

1. 被害者が自己又は近親者に対する重大な法違反行為をなしたことに刺激されて、故意に他人を傷害し又はその者の健康に被害を加え、31パーセント以上60パーセント以下の傷害率の傷害又は健康への害を与えた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正又は6か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した場合は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 多くの人に対する
 - b) 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害、健康への害を加え若しくは死に至らしめた、又はその他の非常に重大な場合

第106条 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪

1. 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を与えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 多くの被害者に対して罪を犯した者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

第107条 公務執行中に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪

1. 公務執行中に、法によって認められる限界を超えて暴力を使用し、他人に対して傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 多くの者に対して罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第108条 過失による他人に傷害又はその者の健康に対する被害を加える罪

1. 過失によって、他人に傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第109条 職業又は行政上の規定に違反したため過失によって他人に傷害又は健康への害を加えた罪

1. 職業又は行政上の規定違反によって過失により他人に傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務、又は職業に就くこと若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第110条 他人に対する虐待罪

1. 自己に隷属する者を残酷に扱ったものは、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 下記のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 老人、児童、妊娠している女性又は障害者に対する
 - b) 多くの人に対する

第111条 強姦

1. 性交渉を目的として、暴力の使用、暴力の使用をもってする脅迫、被害者が自己防衛できない状態の利用、又はその他の手段を用いた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 以下のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 罪を犯した者が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している者が被害者である
 - c) 多く者が一人を輪姦した
 - d) 累犯
 - e) 近親相姦の性質
 - g) 被害者を妊娠させた
 - h) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた
 - i) 危険な再犯
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる場合は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - b) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - c) 被害者を死に至らしめた又は自殺させた。
4. 満16歳以上18歳未満の未成年に対して罪を犯した場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
本条第2項と第3項の規定に当たる場合は、その条項の規定に従い、処罰されなければならない。
5. 罪を犯した者は1年以上5年以下の間、一定の職務、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第112条 児童の強姦罪

1. 満13歳以上16歳未満の児童を強姦した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 近親相姦の性質
 - b) 被害者を妊娠させた。
 - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
 - d) 自己が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している相手が被害者である。
 - dd) 危険な再犯
3. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多くの人が一人を輪姦した。
 - c) 累犯
 - d) 多くの人に対する

- dd) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - e) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - g) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 13歳以下の児童と性交渉に及んだときは、児童の強姦犯罪とみなし、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第113条 性交渉の強要

1. 自己が扶養する者又は著しい苦境にある者に対し、策略を弄してその意思に反して性交渉した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 多数人で被害者に性交渉を強要した。
 - b) 何度も性交渉を強要した。
 - c) 多数人を相手に性交渉を強要した。
 - d) 近親相姦な性質
 - dd) 被害者を妊娠させた。
 - e) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
 - g) 危険な再犯
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、7年以上18年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率60パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - b) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - c) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 満16歳以上18歳以下の未成年者に性交渉を強要した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、職業又は仕事に就くことを禁じられることがある。

第114条 児童に対する性交渉の強要罪

1. 満13歳以上16歳以下の児童に対して性交渉を強要した者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 近親相姦の性質
 - b) 被害者を妊娠させた。
 - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
 - d) 危険な犯罪
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 多数人で被害者に性交渉を強要した
 - b) 累犯
 - c) 多数人に対する
 - d) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - dd) 自分がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - e) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第115条 児童との性交渉罪

1. 満13歳以上16歳以下の児童と性交渉を持った成年者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下のいずれかの場合に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 累犯
 - b) 多数人に対する

- c) 近親相姦の性質
 - d) 被害者を妊娠させた
 - dd) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - b) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。

第116条 児童に対するわいせつ行為罪

1. 児童に対してわいせつ行為をした成年者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下のいずれかの場合に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 犯罪回数が多い
 - b) 多くの児童に対する
 - c) 自己が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している児童が被害者である
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯して極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を惹起した場合は、7年以上12年以下の懲役に処す
4. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある

第117条 他人へHIVを感染させた罪

1. 自己がHIV感染者であることを知りつつ、故意に他人に感染させた者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げるいずれかの場合に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 多くの人に対する
 - b) 未成年に対する
 - c) 自己に直接治療をしてくれた医師又は医療専門家に対する
 - d) 被害者が業務執行中又は被害者の業務に関することを理由とする。

第118条 故意によるHIVの他人への感染罪

1. 本法第117条に定める場合を除き、HIVを故意に他人に感染させた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げるいずれかの場合に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 多くの人に対する
 - c) 未成年者に対する
 - d) 公務執行中、又は被害者の公務に関することを理由とする。
 - dd) 職業濫用
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は特定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第119条 女性の売買罪

1. 女性を売買した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 売春目的の女性売買である。
 - b) 組織的
 - c) 専門的
 - d) 海外へ送る目的
 - dd) 多くの人を売買する。
 - e) 何度にも及ぶ売買
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、保護観察、又は1年以上5年以下の居住禁止に処すこ

とがある。

第120条 児童の売買、すり替え、又は誘拐

1. いかなる形態であれ、児童の売買、すり替え、又は誘拐を行った者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、5年以上20年以下の懲役又は、無期懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 専門的
 - c) 卑劣な動機のため
 - d) 多くの児童の売買、詐欺的交換、又は誘拐
 - dd) 海外へ送るため
 - e) 非人道的な目的で使用する。
 - g) 売春目的で使用する。
 - h) 危険な再犯
 - i) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を科し、1年以上5年以下の間、一定の職務担当の禁止、一定の職業又は仕事につくことを禁じることがある。

第121条 他人の侮辱罪

1. 他人の尊厳又は名誉を重大に侵害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 何回も犯罪した場合
 - b) 多くの人に対する。
 - c) 職務及び権限の濫用
 - d) 業務執行中の人に対する
 - dd) 自分を教育、養育、世話又は治療する者に対する
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当、又は特定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第122条 誹謗罪

1. 他人の名誉を傷つけ、又はその者の合法的な権利、利益を損なうために、虚偽であると知りつつ噂を撒き散らし、又は他人が罪を犯したという噂を捏造し、管轄の当局に告発した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 多くの人に対する
 - d) 祖父母、父母、あるいは自分を教育、養育、世話又は治療する人に対する
 - dd) 職務執行中の人に対する
 - e) 極めて重大又は特に極めて重大な犯罪について、他人を誹謗した。
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金を科し、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、職業に就くこと、又は一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

第13章 公民の民主、自由の権利の侵害罪

第123条 人を違法に逮捕拘束又は監禁する罪

1. 他人の名人を不法に逮捕、拘束、監禁した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 職務執行中の人に対する

- d) 何度も罪を犯した。
 - dd) 多くの人に対する
2. 重大な被害を引き起こした犯罪は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第124条 公民の住居侵入罪

1. 他人の住居を不法に搜索し、他人をその人の住居から不法に追い出し、あるいは住居に関する公民の不可侵の権利を侵害した行為をした者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

第125条 他人の秘密又は書信、電話、電信の安全の侵害罪

1. 通信手段及びコンピュータによって送付された手紙、電報、テレックス、ファクシミリ若しくはその他の文書を略奪し、若しくは他人の書信、電話、電報の秘密と安全を侵害した者、又はかかる行為について懲戒処分を受け若しくは行政処分を受けていたにも関わらず罪を犯した者は、戒告、100万ドン以上500万ドン以下の罰金、又は1年以下の非拘束矯正に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 何度も罪を犯した。
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金を科せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第126条 公民の選挙権、被選挙権に対する侵害罪

1. 詐欺、誘惑、強制その他の手段を用いて公民の選挙権及び被選挙権を妨害した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第127条 選挙の結果を誤らせる罪

1. 選挙を組織し、監督する責任を持ちながら、書類の偽造、票の抜き取りその他の手段を用いて選挙結果に誤りを生じさせた者は、2年以下の非拘束矯正、又は6か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第128条 労働者及び公務員の不正強制解雇罪

自己の利益又はその他の個人的な動機で、労働者及び公務員を不

法に辞めさせて、重大な被害を招いた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。

第129条 公民の集会、結社の権利、信仰、宗教の権利に対する侵害罪

1. 公民の国家及び人民の利益に合致する集会及び結社の権利、信仰の自由権、宗教、又はいかなる宗教をも信じ若しくは信じない信条と信教の自由を行使するのを妨げ、又はかかる行為について懲戒処分を受け若しくは行政処分を受けていたにも関わらず犯罪を引き起こした者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第130条 女性の平等権の侵害罪

政治、経済、科学、文化、社会活動において女性が参加するのを妨げるために暴力を用い、あるいは重大な行為を働いた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。

第131条 著作権の侵害罪

1. 下記のいずれか一つの行為によって重大な被害を引き起こした者、本条に定める行為のいずれかについて行政処分を受け又はかかる犯罪について判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらずまた違反を繰り返している者は、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、あるいは2年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) 文学、芸術、科学、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスク等の作品の著作権の奪取
 - b) 文学、芸術、科学、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスク等の作品の作者偽装
 - c) 文学、芸術、科学、新聞、テープ、CD、ビデオテープ、DVD等といった作品の不法改変
 - d) 文学、芸術、科学研究、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスクなどと言った作品の不法な発表又は宣伝
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて、重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金を処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第132条 不服申立て及び告発の権利の侵害罪

1. 下記のいずれかの一つの行為を犯した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 職務又は権限を濫用して、不服申立て若しくは告発、不服申立て若しくは告発の審議・解決、又は不服を申し立てられ若しくは、告発された人に対する対処を妨害すること。
 - b) 不服申立て及び告発を審議し解決する管轄機関の決定を守る責任を持ちながらそれを拒否し、不服申立人及び告発人に損害をもたらすこと。
2. 不服申立人及び告発人に復讐した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくことを禁じられることがある。

第14章 各所有侵害罪

第133条 暴力による財産の奪取罪

1. 財産を奪取するために、暴力の行使、直接の暴力による脅迫、又はその他の行為によって、攻撃された者の抵抗を無力にしようとした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 危険な武器、手段又は手口を使用した。
 - dd) 他人に傷害、又はその者の健康に被害を加え、11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害を加えた。
 - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産の価値を奪取した。
 - g) 重大な被害を引き起こした。
 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に対して、31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康被害を加えた。
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、18年以上20年以下の懲役、無期懲役、又は死刑に処す。
 - a) 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害若しくは健康被害を加え、又は死亡させた。
 - b) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収、又は1年以上5年以下の保護観察若しくは居住禁止処分に処すことがある。
- ### 第134条 財産の奪取を目的とした誘拐罪
1. 財産を奪取する目的で他人を人質として誘拐した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 危険な武器、手段又はその他の手口を使用した。
 - dd) 児童に対する
 - e) 多くの人に対する
 - g) 人質として誘拐された人に11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害、又は健康被害を加えた。
 - h) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - i) 重大な被害を引き起こした。
 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上18年以下の懲役に処す。
 - a) 人質として誘拐された人に、31パーセント以上60パーセント以下の傷害率の傷害又は健康に対する害を加えた。
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 人質として誘拐された者に、61パーセント以上の傷害率の傷害又は健康に対する害を加えた。
 - b) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の

罰金、財産の一部若しくは全部の没収、又は1年以上5年以下の保護観察若しくは居住禁止処分に処すことがある。

第135条 脅迫による財産の奪取罪

1. 財産を奪取する目的で、他人に暴力による脅迫その他の手段を用いて精神的に脅威を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - dd) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、又は財産の一部若しくは全部の没収処分に処す。

第136条 財産の強奪罪

1. 他人の財産を強奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 危険な策略を用いた。
 - dd) 逃走目的で暴行を引き起こした。
 - e) 他人に傷害又は健康被害を加え、11パーセント以上30パーセント以下の傷害を負わせた。
 - g) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - h) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害率31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康に対する害を加えた。
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処すことがある。

第137条 財産を公然奪取する罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を公然奪取し若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を公然奪取して重大な被害をもたらした者、又は財産の奪取行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも拘わらず前科の抹消を受けておらず違反を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 逃走目的で暴行を引き起こした。

- b) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - c) 危険な再犯
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処すことがある。

第138条 財産の窃盗罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を盗み若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を盗んで重大な被害をもたらした者、又は財産の奪取行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず違反を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 欺瞞で危険な策略を用いた。
 - dd) 逃走目的で暴行を引き起こした。
 - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第139条 詐欺による財産の奪取罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満相当の他人の財産を詐欺手段によって奪取し若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を奪取して重大な被害をもたらした者、又は財産の詐欺行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず犯罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 職務、経験を濫用し、又は機関、組織の名義を濫用した。
 - dd) 欺瞞的手段を用いた。
 - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した。
 - g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した場合
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

- a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した場合
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
5. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上 1億ドン未満の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること、又は職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第140条 信頼の濫用による財産の奪取罪

1. 次のいずれかの行為によって、100万ドン以上5,000万ドン以下相当の他人の財産を略取し、100万ドン以下の他人の財産を略取したが重大な被害をもたらし、又は財産の奪取行為について行政処分を受け若しくは有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 他人の財産を貸与、借用又は賃貸借し、あるいは、契約によって他人の財産を受け取った後にその財産を略取するために詐欺的な手段を用い又は逃亡した。
 - b) 契約によって他人の財産を貸与、借用又は賃貸借し、その後、不法な目的でその財産を使用し、返還不能となった。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 職務、権限を濫用し、又は機関若しくは組織の名義を利用した。
 - c) 欺瞞な手段を用いた。
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した。
 - dd) 危険な再犯
 - e) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 2億ドン以上5億ドン未満の財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当又は一定の職業若しくは仕事につきことを禁じられ、財産の一部又は全部を没収される、ことがある。

第141条 財産の不法所持罪

1. 間違って自分に渡され、自分で見つけ又は拾った500万ドン以上2億ドン未満相当の財産、骨董品、又は歴史的・文化的価値のある物について、持ち主、合法的な管理者及び責任ある機関が法律の定めに従ってその財産の返還を求めているにも関わらず、故意に返還を拒む者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 2億ドン以上の財産、骨董品、又は歴史的・文化的価値のある物を奪取したものは、1年以上5年以下の懲役に処す。

第142条 財産の違法奪取使用罪

1. 自己の利益のために、500万ドン以上の他人の財産を不法に使用して重大な被害を引き起こし、又はその行為について行政処分を受け若しくは、有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けていないまま罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 累犯
 - b) 職務・権限の濫用
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。

- d) 危険な再犯
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした犯罪は3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職務若しくは仕事につきことを禁じられることがある。

第143条 故意に財産を破壊・破損する罪

1. 他人の財産を故意に破壊し、又は破損し、50万ドン以上5,000万ドン未満相当の損害を引き起こした者、被害は50万ドン以下ではあるが重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず前科の抹消を受けないまま罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 爆発物や可燃物その他危険な手段を用いた。
 - c) 重大な被害を引き起こした。
 - d) 他の犯罪を隠匿するため。
 - dd) 被害者の公務を理由とする。
 - e) 危険な再犯
 - g) 5,000万ドン以上2億ドン未満の損害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を被害を引き起こした。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第144条 責任不足により国家財産に重大な被害を引き起こした罪

1. 国家財産の管理を直接任務としている者が、その任務不足で国家財産に5,000万ドン以上2億ドン未満相当の紛失、破損、浪費、損失を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 2億ドン以上5億ドン未満相当の国家財産に被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 5億ドン以上国家財産に被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、国家財産を管理する職務につきことを禁じられることがある。

第145条 過失により財産に重大な被害を引き起こした罪

1. 過失により他人の財産に5,000万ドン以上5億ドン未満相当の被害を引き起こした者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 他人の財産に5億ドン以上の損失を引き起こした者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

第15章 婚姻及び家族制度に対する侵害罪

第146条 強制結婚又は自主的・進歩的婚姻の妨害罪

本人の意思に反して強制的に他人を結婚させた者、迫害、虐待、精神的脅迫、物質強要その他の手段で、他人が婚姻関係に入ること若しくは自主的かつ進歩的な婚姻関係を維持することを妨げた者、又はそ

の行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第147条 一夫一婦制度の違反

1. 妻、夫がいるのに、他人と夫若しくは妻として結婚若しくは同居している者、相手に夫、妻がいることを知りつつ結婚若しくは同居し重大な被害を引き起こした未婚者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 裁判により既に結婚を解消し、又は夫と妻としての同居の終了を裁判所が決定したにも関わらずかかる一夫一婦、制度に違反して関係を維持しつづけている者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第148条 早婚組織罪、早婚の罪

下記のいずれかの犯罪を犯し又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

- a) 結婚年齢になっていない人達に結婚させる。
- b) 裁判所の結婚解消決定があったにも関わらず、結婚年齢になっていない者との違法な関係を故意に維持している。

第149条 違法婚姻の登録罪

1. 婚姻の登録に責任を持ち、かつ申請者に婚姻の資格がないことを明確に知りつつ登録を受理し、かかる行為について懲罰を受けているにも関わらず違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくことを禁じられることがある。

第150条 近親相姦

直系の血族、同じ両親を持つ兄弟姉妹、異母兄弟姉妹、又は異父兄弟姉妹と性的関係を持った者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。

第151条 祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害

自分を養ってくれた祖父母、父母、配偶者、子、孫、若しくは養父母に対して虐待若しくは迫害して重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けているにも関わらず違反した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第152条 扶養義務の拒否又は怠慢

法の定めにより扶養する義務がある人に対して給養を義務付けられた者、実際に扶養を実行する可能性があったにも関わらず故意にその義務を拒否又は怠慢し重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第16章 経済管理秩序に対する侵害罪

第153条 密輸

1. 下記のいずれかの場合において不法な越境取引を行った者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石、又は1億ドン未満相当であるが本条若しくはこの刑法154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた者、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233

条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に制裁を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反を繰り返している者

- b) 歴史的、文化的な物品
 - c) 大量取引を禁じられているもの、又は本条若しくはこの刑法154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた者、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 違反物が3億ドン以上5億ドン未満の価値がある。
 - dd) 禁止品目が非常に大量である。
 - e) 不正利益を得た。
 - g) 戦争、自然災害、伝染病、その他特別な困難状況を利用した。
 - h) 職務、権限を濫用した。
 - i) 機関、組織の名義を利用した。
 - k) 累犯
 - l) 重大な被害を引き起こした。
 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪物品が5億ドン以上10億ドン未満の価値がある。
 - b) 禁止品目が極めて大量である。
 - c) 巨額の不正利益を得た。
 - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 違反物品が10億ドン以上の価値がある。
 - b) 極めて巨額の不正利益を取った。
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第154条 物品、通貨の違法越境運送罪

1. 下記のいずれかの品目について違法な越境運送を行った者は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、及び宝石の取引、又は1億ドン未満相当であるが本条若しくはこの刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
 - b) 歴史的又は文化的物品で、行政処分を受けたにも関わらず違反をした者
 - c) 大量製品を禁じられているもの、又は本条若しくはこの刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について既に行政処分を受け、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合で

- も、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらずまた違反をした者
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - 違法物品が3億ドン以上5億ドン未満相当の価値がある。
 - 非常に大量の禁制品である。
 - 職務、権限を濫用した。
 - 機関、組織の名義を濫用した。
 - 累犯
 - 危険な再犯
 - 5億ドン以上の違反物品、又は禁止された物品が極めて大量の場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

155条 禁制品を生産、貯蔵、輸送、販売した 罪

- 国が営業を禁止している物品を生産、貯蔵、輸送、販売した者で、その商品が大量であり、不正に大きな利益を得、又は本条若しくはこの刑法第153、154、156、157、158、159及び161条に規定された行為について既に行政処分を受け若しくは既に判決を受けたことがあり、前歴が抹消されておらず、さらに、それがこの刑法第193、194、195、196、230、232、233、236及び238条の規定に該当しない場合は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役刑に処す。
 - 組織的である。
 - 職務、権限を濫用した。
 - 機関、組織の名義を濫用した。
 - 専門性を持つ。
 - 違法物品の量が大量である、あるいは、不正に得た利益が非常に大きい。
 - 危険な累犯である。
- 違法物品の量が極めて大量であり、又は不正に得た利益が極めて大きい場合は、8年以上15年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、又は1年以上5年以下の間、一定の職務を担当することを禁止され、若しくは一定の職業若しくは仕事に就くことを禁止されることがある。

第156条 偽造品の製造、売買

- 3,000万ドン以上1億5,000ドン未満相当製品の偽造品を製造、売買した者、又は3,000万ドン未満であるが重大な被害を引き起こした者、若しくは本条、この刑法153条、154条、155条、157条、158条、159条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受け、若しくはこれらの行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職業的な性質
 - 危険な再犯
 - 職務、権限濫用
 - 機関、組織の名義を利用した。
 - 1億5,000万ドン以上5億ドン未満相当な価値のある物の偽造品
 - 巨額の不正利益を得た。
 - 極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。

- 5億ドン以上に相当する物の偽造品である。
 - 非常に巨額又は極めて巨額な不正利益を得た。
 - 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第157条 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪

- 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造、売買を行った者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職業的な性質
 - 危険な再犯
 - 職務、権限の濫用
 - 機関、組織の名義を利用した。
 - 極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした場合は、罪を犯した者は12年以上20年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、20年の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第158条 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪

- 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造、売買を大量に行った者、その製造、売買を行い重大な被害を引き起こした者、又は本条若しくはこの刑法153条、154条、155条、157条、159条及び161条のいずれかに定められた行為について行政的に制裁を受けて、若しくはこれらの行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限の濫用
 - 機関、組織の名義を利用した。
 - 非常に大量の偽造品である。
 - 危険な再犯
 - 極めて重大な被害を引き起こした。
- 極めて大量の偽造品を製造した者、又は非常に重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第159条 違法経営罪

- 経営登録を怠り、登録した内容に反して、又は法律が規定する許認可なしに、下記の一の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正に処す。
 - この行為について既に行政処分を受け、又はこの刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、

160条、161条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定められた行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者

- b) 1億ドン以上3億ドン未満に相当する違法物品である。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
- a) 機関、組織の名義を濫用した。
 - b) 実在しない組織を偽った。
 - c) 3億ドン以上の違法物品である。
 - d) 巨額の不正利益を得た。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第160条 投機罪

1. 自然災害、伝染病、戦時中に、物品の不足を利用し、又は物品の不足を煽り立て、不正利得を得るために販売する目的で大量の物品を買い占め、重大な被害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 職務、権限の利用
 - c) 機関、組織の名義の利用
 - d) 投機物品が非常に大量な数である。
 - dd) 非常に巨額の不正利得を得た。
 - e) 極めて重大な被害を引き起こした。
 - g) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 投機対象が極めて大量の物品である場合
 - b) 極めて巨額の不正利得を得た場合
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第161条 脱税罪

1. 5,000万ドン以上1億5,000万ドン未満相当の脱税を行い、又はその行為について既に行政処分を受け若しくはこの刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定められた行為について有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず再度違反をした者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 1億5,000万ドン以上5億ドン未満相当の脱税を行い、又はこの罪を再度犯した者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 5億ドン以上脱税を行い、又は他の特に極めて重大な場合には、罪を犯した者は2年以上7年以下の懲役に処す。
4. 脱税者は、さらに、脱税額の1倍以上3倍以下の罰金に処すことがある。

第162条 顧客に対する詐欺罪

1. 物品の売買において重量、寸法、計算の不正、若しくは詐欺的な交換その他詐欺的な手段を用いて顧客に重大な損害を引き起こした者、又はかかる行為について既に行政処分若しくは判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず罪を繰り返して

- いる者は、戒告、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる行為が累犯であり又は巨額の不正利得を得た場合には、罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第163条 高利金融罪

1. 法定最大金利を超える金利で搾取的な金融を行った者は、利息額の1倍以上10倍以下の罰金又は1年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 巨額の不正利益を得た者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、不正利益の1倍以上5倍以下の罰金、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職務若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第164条 切手の偽造、切符の偽造、偽造切手の売買、偽造切符の売買罪

1. あらゆる種類の偽造切手、偽造切符を大量に売買した者、又はその行為について既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 職務、権限の濫用
 - c) 非常に巨額の不正利得を得た
 - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第165条 経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪

1. 自己の職務、職務を濫用して、経済管理に関する国家規則を故意に侵犯し、1億ドン以上3億ドン未満の被害を引き起こし、又は被害が1億ドン未満であってもその行為について既に処分を受けたにも関わらず違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 利得的又はその他の個人的な動機による
 - b) 組織的
 - c) 欺瞞手段を使用した。
 - d) 3億ドン以上10億ドン未満の被害を引き起こし、又はその他極めて重大な被害を引き起こした。
3. 10億ドン以上の被害、又はその他の特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第166条 不法な基金の設立罪

1. 役職や権限を利用して、5,000万ドン以上2億ドン未満相当の不法な基金を作り、その基金を使用して重大な被害を引き起こし、又は、その行為について懲罰若しくは行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 検査を逃れるために欺瞞手段を用いた。
 - b) 他の犯罪を行うため。
 - c) 不法基金の額が2億ドンから5億ドン未満である。

- d) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 不法基金が5億ドン以上10億ドン未満の価値がある。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 不法基金に10億ドン以上の価値があるときは、8年以上15年以下の懲役に処す。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられ、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第167条 経済管理についての虚偽報告罪

- 1. 利得的あるいはその他の個人的な動機の目的のために、データや文書について明らかに不実な虚偽の報告を当該機関に行い、国家の社会・経済計画の立案及び遂行に重大な被害をもたらした者、又は、その行為に対して既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第168条 虚偽の広告罪

- 1. 物品、サービスについて虚偽の宣伝を行い重大な被害を引き起こし、又は、その行為について既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第169条 救助資金、救助物品の分配規定に対する故意の違反罪

- 1. 職務や権限を濫用して、救助資金及び救助物資の分配規定に故意に違反し、重大な被害を引き起こした者は、戒告、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大、又は特に極めて重大な被害を引き起こした
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第170条 工業所有権保護証書発給に関する規定違反罪

- 1. 工業所有権保護証書を発給する権限を持ちながら、保護証書認可に関する法規定に違反し、既に懲罰され又は行政処分を受けたにも関わらず、違反を繰り返し、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

第171条 工業所有権の侵害罪

- 1. 経営目的で、発明、実用新案、工業意匠、商標、屋号、原産地表示、及びベトナムで保護されているその他の工業所有権対象を奪取又は不法に使用し、その行為について既に懲罰若しくは行政処

- 分を受け、又はその違反に関して有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、又は1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第172条 資源研究、探査、開発に関する規定違反罪

- 1. 資源の研究、探査、開発に関する国家规定に違反し、その行為をベトナムの陸上、島嶼部、内陸水系、領海、排他的経済地域、大陸棚、領空において、許可なく又は許可内容に違反して、かかる活動を行い、重大な被害を引き起こした者は、戒告、5,000万ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 極めて重大、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処す。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられることがある。

第173条 土地使用規定違反罪

- 1. 土地管理及び土地使用利用に関する国家规定に違反して土地を取得・占拠し、若しくは土地使用権を移転し若しくは土地を使用し、重大な被害を引き起こした者、又はその行為について既に行政処分若しくは有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした
- 3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第174条 土地管理規定違反罪

- 1. 職務又は権限を利用又は濫用して、不法に土地の割り当て、返還、賃貸、使用権の移転、土地使用の変更を行い、その行為について既に処分を受けたにも関わらず違反をした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 土地面積が大きい、又は土地価格が大きい
 - b) 重大な被害を引き起こした
- 3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第175条 森林開発及び森林保護に関する規定違反罪

- 1. 下記のいずれかの違反に対して、重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにもかかわらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

- a) 法に違反する森林開発行為、又は森林開発と保護について国の規定に違反するその他の行為があり、この刑法第189条に定める場合に該当しない場合
 - b) 不法に木材を輸送、売買し、この刑法第153条及び第154条に該当しない場合
2. 極めて重大な又は特に極めて重大なときは、2年以上10年以下の懲役に処す。
 3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第176条 森林管理規定違反罪

1. 職務又は権限を利用又は濫用して、下記のいずれかの行為を行い重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 不法に森林、植林地の割当て、返還を行った
 - b) 不法に森林、植林地の使用権移転を許可した
 - c) 不法に森林製品の開発又は輸送を許可した
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の役職につくことを禁じられることがある。

第177条 電力供給規定違反罪

1. 責任を持つ者で下記の一の行為をなし重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に処分若しくは行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けたにも関わらず、前科の抹消を受けておらず違反をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 理由なく、又は規定による通告なしに電力供給を切った。
 - b) 根拠なく電力供給を拒否した。
 - c) 正当な理由なく電力事故の処理を遅延した。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第178条 金融組織の条例資金補充基金の不法使用罪

1. 責任を持つ者で、配当金分配のための条例資本補充準備金を使用して重大な被害を引き起こし、又はかかる行為について既に処分あるいは行政的に制裁を受け若しくはかかる違反について既に有罪判決を受けて前科の抹消を受けていないのにも関わらず、違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第179条 金融組織の活動における貸付け規則違反罪

1. 金融組織で勤務している者で、下記のいずれかの行為において、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は1年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 法律の規定に反して無担保の貸付けを行った。
 - b) 定められた金額を超えて貸付けを行った。

- c) その他金融銀行の貸付業務に関する法律の規定に違反した。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
 4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、金融活動に関する一定の職務の担当、又は一定の職務若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第180条 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券の製造、保管、輸送、流通罪

1. 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券を製造、保管、輸送、流通した者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第181条 偽造小切手、その他の偽造有価文書の製造、保管、輸送、流通罪

1. 偽造小切手及びその他の偽造有価文書を製造、保管、輸送、流通した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第17章 環境関連犯罪

第182条 大気汚染を引き起こした罪

1. 許容基準を超えた量の煙、埃、毒物、又は許容基準を超えた電磁波、放射線、その他有害因子を大気中に放出したことにより既に行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第183条 水源汚染を引き起こした罪

1. 許容基準を超える石油、毒性化学物質、放射性物質、廃棄物、毒性を持ち疫病の原因となる動物の残骸、植物、細菌、微小細菌、寄生虫、又は他の有害因子を水源に排出したために行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以

下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第184条 土壌汚染を引き起こした罪

1. 基準を超えた有害物質を土地に埋没又は廃棄したために行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. かかる罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第185条 環境保護基準に合致しない技術、機械類、設備、スクラップ、又は他の物質の輸入罪

1. 環境保護基準に合致しない技術、機械類、機器、生物学的製剤、化学製剤、危険物質、放射性物質、廃棄物質を輸入した者、又はその輸入を許可して行政処分を受けたにも関わらず、同様の行為を続け、深刻な被害をもたらした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. かかる罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第186条 危険な疫病を人間に拡散する罪

1. 以下に示すような他者への危険な疫病の拡散行為の一つを犯したときは、その当事者は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 危険な疫病を人間に拡散する可能性のある動植物、動物性物質、植物性物質その他の物質を疫病地域から持ち出すこと
 - b) 疾病感染しており、又は人間への拡散の可能性のある危険な病原体を宿している動植物や動物性・植物性物質をベトナム国内へ持ち込むこと、又は持ち込みを許可すること
 - c) その他人間に危険な疾病を拡散する行為
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第187条 危険な疫病を動物、植物へ拡散する罪

1. 以下に示すような動植物への危険な疫病の拡散行為を行い重大な被害を引き起こした者、又は既に行政処分を受けているが未だ刑法上の処罰を受けていない者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 疾病感染しており、又は危険な病原体を宿している動植物や動物性・植物性物質を流通制限区域に持ち込み、又はそこから持ち出すこと
 - b) 検疫対象の動植物や動物性・植物性物質を、検疫に関する法律の規定を実施することなく、ベトナム国内へ持ち込み、又は持ち込みを許可すること
 - c) その他動植物に危険な疾病を拡散する行為

2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第188条 水産資源の破壊罪

1. 下記に示すような状況において水産資源の保護に関する諸規定に違反して重大な被害を引き起こし、又はすでにその行為に対する行政処分若しくはその罪に対する有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 毒物、爆発物、その他の化学物質、電流、その他禁止され又は水産資源を破壊する水産資源開発方法や漁具を使用したとき
 - b) 幾つかの種の産卵期その他法律で禁じられている期間に制限区域において水産物を開拓したとき
 - c) 政府の規定において禁止されている貴重種を開拓したとき
 - d) 政府の規定において禁止されている貴重種の生息地を破壊したとき
 - dd) 水産資源の保護に関するその他の諸規定に違反したとき
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、又は2年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第189条 森林破壊罪

1. 森林を不法に燃やして破壊若しくはその他森林破壊行為をなし重大な被害を引き起こした者、又はその行為に対し既に行政処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務、権限を濫用し又は機関、組織の名義を利用した。
 - c) 広大な範囲に渡る森林の面積を破壊した。
 - d) 政府が規定するリストにある貴重な植物の種類を伐採、破壊した。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる犯罪者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 極めて広大な範囲の森林を絶滅させた
 - b) 保安林、その他特別な森林を絶滅させた
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第190条 希少野生動物の保護に関する規定違反の罪

1. 政府の規定において禁止対象となっている希少野生動物を不法に狩猟、捕獲、殺戮、運搬、売買した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務、権限の濫用
 - c) 禁止されている狩猟、捕獲の道具を使用した。
 - d) 禁止されている区域、又は期間における狩猟、捕獲

- dd) 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反の罪

1. 国家による特別保護下にある自然保護区、国立公園、自然の遺跡その他自然区域の利用又は開発に関する制度に違反し、その行為に対し既に行政処分されたにも関わらず、違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

18章 麻薬関連犯罪

第192条 ケシ又はその他の薬物物質を含む植物の栽培罪

1. ケシ、コカ、マリファナその他麻薬物質を含む植物を栽培し、既に何度も教育を受け、既に生活安定の諸条件を与えられ、既にそのような行為に対して行政処分を受けたにも関わらず、違反を繰り返した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 累犯
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第193条 不法な麻薬物質の生成罪

1. どんな形式であろうと麻薬物質を不法に生成した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 累犯
c) 職務、権限の濫用
d) 機関、組織の名義の不正使用
- dd) 500グラム以上1キログラム未満のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
- e) 5グラム以上30グラム未満のヘロイン又はコカイン
- g) 20グラム以上100グラム未満のその他の固形麻薬物質
- h) 100ミリリットル以上250ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- i) 2種類若しくはそれ以上の種類の麻薬物質を含み、その総量が、本条第2項の dd から h のいずれかで規定されている麻薬量に相当
- k) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 職業的
- b) 1キログラム以上5キログラム未満のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
- c) 30グラム以上100グラム未満のヘロイン若しくはコカイン
- d) 100グラム以上300グラム未満のその他の固形麻薬物質
- dd) 250ミリリットル以上750ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- e) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第3項の b

- から dd のいずれかで規定されている麻薬量に相当
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
- a) 5キログラム以上のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
- b) 100グラム以上のヘロイン若しくはコカイン
- c) 300グラム以上の他の固形麻薬物質
- d) 750ミリリットル以上その他の液体麻薬物質
- dd) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第4項の a から d までのいずれかで規定されている麻薬量に相当
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5億ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第194条 麻薬物質の不法な保管、運搬、売買又は奪取罪

1. 麻薬物質を不法に保管、運搬、売買若しくは奪取した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 累犯
c) 職務、権限の濫用
d) 機関、組織の名義の濫用
dd) 国境を越えて運搬し売買
e) 犯罪に子供を使用し又は麻薬を子供に売却
- g) 500グラム以上1キログラム未満のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
- h) 5グラム以上30グラム未満のヘロイン又はコカイン
- i) 10キログラム以上25キログラム未満のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカインの葉
- k) 50キログラム以上200キログラム未満の乾燥アヘン
- l) 10キログラム以上50キログラム未満の生アヘン
- m) 20グラム以上100グラム未満のその他の固形麻薬物質
- n) 100ミリリットル以上250ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- o) 2種類又はそれ以上の種類の麻薬物質を含み、その総量が、本条第2項のいずれか一つの項目で規定されている麻薬量に等しい
- p) 危険な累犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 1キログラム以上5キログラム未満のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
- b) 30グラム以上100グラム未満のヘロイン又はコカイン
- c) 25キログラム以上75キログラム未満のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカイン
- d) 200キログラム以上600キログラム未満の乾燥アヘン
- dd) 50キログラム以上150キログラム未満の生アヘン
- e) 100グラム以上300グラム未満のその他の固形麻薬物質
- g) 200ミリリットル以上750ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- h) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第3項の a から g までに規定されている麻薬量に等しい場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、終身刑又は死刑に処す。
- a) 5キログラム以上のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
- b) 100グラム以上のヘロイン又はコカイン
- c) 75キログラム以上のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカインの葉が関連した場合
- d) 600キログラム以上の乾燥アヘン

- dd) 150キログラム以上の生アヘン
 - e) 300グラム以上のその他の固形麻薬物質
 - g) 750ミリリットル以上のその他の液体麻薬物質が関連した場合
 - h) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第4項のいずれか一つの項目で規定されている麻薬量に等しい場合
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は全部を没収し、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第195条 麻薬物質の不法精製に使用する原料の備蓄、運搬、売買又は略奪罪

1. 麻薬物質の不法精製に使用する原料を備蓄、運搬、売買又は略奪した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 職務や権限の濫用
 - d) 機関、組織の名義を不正使用
 - dd) 200グラム以上500グラム未満の原料
 - e) 国境を越えて運搬、売買
 - g) 危険な再犯
3. 500グラム以上1,200グラム未満の原料の場合には、罪を犯した者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
4. 1,200グラム以上の原料の場合には、罪を犯した者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第196条 麻薬物質の不法生産若しくは不法使用に関連する手段や道具の製造、保管、運搬及び売買の罪

1. 麻薬物質の不法生産又は不法使用に関連し、その手段や道具を製造、保管、運搬、売買した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 職務、権限を濫用
 - d) 機関、組織の名義を不正使用
 - dd) 違法物品の量が多い
 - e) 国境を越えて運搬、売買
 - g) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第197条 麻薬物質の組織的不法使用罪

1. どのような形式であれ麻薬物質を組織的に不法使用した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 累犯
 - b) 多くの人に対する
 - c) 満13歳以上の未成年者に対する
 - d) 妊娠を認知している女性に対する
 - dd) 麻薬中毒を治療中の者に対する

- e) 傷害率31パーセントから60パーセントの健康に対する害を他人に加えた。
 - g) 他人に対し危険な病気を引き起こした。
 - h) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率61パーセント以上の健康に対する害を他人に加えた。
 - b) 他の多くの人に対しての傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を加えた。
 - c) 多くの人に対し危険な病気を引き起こした。
 - d) 13歳以下の児童に対する
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- a) 多くの人に対して傷害率61パーセント以上の健康に対する害を加えた。
 - b) 多くの人を死に至らしめ、又は他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、又は1年以上5年以下の間、保護観察若しくは居住禁止の処分を受けることがある。

第198条 麻薬物質不法使用の隠匿罪

1. 麻薬物質の不法使用を隠匿するためにその場所を賃貸し、又はその他の犯罪行為をなした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 職務、権限を濫用した。
 - b) 累犯
 - c) 児童に対する
 - d) 多くの人に対する
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第199条 麻薬物質の不正使用罪

1. どのような形式であれ麻薬を不法に使用し、既に何度も教育を受け、既に治療施設への強制入所措置による行政処分を受けたにも関わらず、不法に麻薬物質を使用し続けている者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条に定める犯罪の再犯については、その当事者は2年以上5年以下の懲役に処す。

第200条 麻薬物質の不法使用を他人に強制、誘惑する罪

1. 麻薬物質の不法使用を他者に強制し又は、誘惑した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 卑劣な動機
 - d) 満13歳以上の未成年者に対する
 - dd) 妊娠を認知している女性に対する
 - e) 多くの人に対する
 - g) 麻薬中毒を治療中の者に対する
 - h) 他人に対して傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を加えた。
 - i) 他人に危険な病気を引き起こした。
 - k) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。

- a) 他人に対して傷害率61パーセント以上の健康に対する害を加え、又は死に至らしめた。
 - b) 多くの人に危険な病気を引き起こした。
 - c) 13歳以下の児童に対する
4. 多くの人を死に至らしめ、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられることがある。

第201条 覚せい剤その他の麻薬物質の管理、使用に関する規則違反の罪

1. 常習性の薬物その他の麻薬物質の輸出、輸入、売買、運搬、保存、物流、配給、使用に責任を有し、それらの物質の管理、使用に関する規定に違反した者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な被害を引き起こしたときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

19章 公衆の治安、公衆の秩序侵害罪

第202条 道路交通手段の運転に関する規則違反の罪

1. 道路交通手段を運転し、道路交通安全に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 規定に従った運転許可書、運転免許書を持っていない。
 - b) 酒その他の強度な向精神物質の使用によって麻痺状態にある。
 - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し又は被害者の救助を故意に助けない。
 - d) 交通運転中の者、又は交通案内中の者の合図に執行しない。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 道路交通安全に関する規定に違反し、適時に被害抑止措置をとらず、特に極めて重大な被害を起した者は、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第203条 道路交通妨害罪

1. 下記の一に当たる道路交通妨害行為で他者の命、又は健康、財産に重大な被害を引き起こした者は500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は、3か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 道路の不法な掘削、穿孔、切断
 - b) 道路交通を妨害する障害物の不法放置
 - c) 交通信号、交通安全設備を不法に分解し、転移し、間違わせ、遮蔽し、又は破壊した。

- d) 道路、中央分離帯のある道路への不法な交差点道路設置
 - dd) 舗道、路面の占拠、占用
 - e) 道路を保護する路肩の占拠、
 - g) 道路工事中の交通安全確保に関する規定の違反
 - h) その他の道路交通妨害行為
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 峠、坂、又は危険な道路
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を実際に引き起こすと考えられる犯罪は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は、3か月以上1年以下の懲役に処す。

第204条 安全について保証できない道路交通に安全保護を満たさない乗り物を使用する罪

1. 路上車両の手配、又は技術状態に関して直接の責任を有し、技術安全保護を満たさないことが明らかな乗り物について、その使用を許可し生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 違反により特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

第205条 各種道路交通手段の運転のための条件を満たさない者に運転させる罪

1. 運転許可証若しくは運転免許証を持っていない者、又はその他道路交通運転に関する法律で規定されている諸条件を完全に満たすことのない者に運転を委任若しくは分担させることにより生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は、一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第206条 不法な暴走族の組織

1. 四輪車、二輪車その他のエンジン付き乗り物による暴走を不法に組織した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 大規模な暴走を組織した。
 - b) 賭け事の組織
 - c) 交通安全秩序の責任者、又は不法暴走を解散させる責任者に対する反抗の組織
 - d) 人口密集地域での暴走の組織
 - dd) 暴走使用車両の安全装置の分解
 - e) 生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした。
 - g) 該当罪又は不法暴走の再犯

3. 危険な再犯を引き起こし、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こしたものは、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金刑に処すことがある。

第207条 不法暴走罪

1. 車、オートバイ又はその他のエンジン付き乗り物による不法な暴走をし、その行為に対して既に行政処分を受け、又はその行為に対し既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、なお違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の生命への被害、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした。
 - b) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し、又は被害者の救助を故意に怠った。
 - c) 賭け事への参加
 - d) 交通安全秩序、又は暴走競争を解散させる責任者に反抗する。
 - dd) 人口密集地域での暴走
 - e) 暴走使用安全装置の分解
 - g) 該当罪の再犯又は暴走組織罪
3. 危険な再犯、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第208条 鉄道交通手段の運行に関する規則違反の罪

1. 鉄道交通手段車両の運行に当たる者が、鉄道交通の安全に関する諸規定に違反して生命へ被害を及ぼし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした場合は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 与えられた任務に応じた専門に対する許可証、免許、あるいは資格を保持しなかった。
 - b) 規定の濃度を超えた酒、ビールを飲用し、又はその他の強力な刺激性物質を用いたことにより酩酊状態にあった。
 - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し、又は事故の被害者の救助を故意に怠った。
 - d) 指揮者、若しくは鉄道交通の運行や秩序、安全の維持を管轄する者の指示に従わなかった。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合には、罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は、一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第209条 鉄道交通妨害罪

1. 以下のいずれかの鉄道交通妨害行為を行うことで生命へ被害を及ぼし若しくは他者の健康、財産に重大な被害を起した者、又は他者の健康、財産に重大な被害を加えて既に行政処分を受け若し

くは既に有罪判決を言い渡されてまだ前科の抹消を受けず違反をした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 線路上への障害物の放置
 - b) 線路、枕木の撤去
 - c) 線路床の不法な掘削、穿孔、切断、又は線路を横切る道路の不法な設置
 - d) 鉄道交通建造物のシールド信号や掲示板、標識柱などへの損傷、変更、遮蔽
 - dd) 規定に違反して動物に線路上を横切らせ、動物の管理者なくしてその動物に荷車を牽引させること
 - e) 自製鉄道車両、使用を禁じられている車両を不法に線路上で運転すること
 - g) 鉄道交通建造物の安全を確保するために設けられている制限区域を不法に占有、占拠すること
 - h) その他の鉄道交通妨害行為
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合には、罪を犯した者は、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第210条 安全を満たさない鉄道交通手段車両の使用罪

1. 鉄道交通手段車両の技術状態に関して直接の責任を有し、安全を確保できないことが明らかな鉄道交通手段車両について、その使用を許可し他者の生命に被害を引き起こし若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こし、又はその行為に対し既に処罰を受けながらも違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事をするを禁じられることがある。

第211条 条件を満たさない者への鉄道交通手段車両の運転委任若しくは手配の罪

1. 運転許可証、運転免許証を持たず、又は法律で規定される諸条件を満たさない者に鉄道交通手段車両の指揮、運行を委任し又はその者と指揮、運行を分担して、生命に被害を引き起こし若しくは他者の健康、財産に重大な損害を加え、又はその行為に対し既に処分は受けながら違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事をするを禁じられることがある。

第212条 水上交通手段車両の運行に関する規定違反の罪

1. 水上交通手段車両の運行において、水上交通安全に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大

な損害を加えた者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 分担する作業に応じた許可証、専門の資格を持たない。
 - b) 規定の濃度を超えた酒、ビール飲料又はその他の強力な刺激物質を用いたことにより酩酊状態にあった場合
 - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走、又は事故の被害者の救助を故意に怠った。
 - d) 指揮者、又は水上交通の運行や秩序、安全の維持を管轄する者の指令を履行しなかった。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合の罪を犯した者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金刑、2年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第213条 水上交通妨害罪

1. 下記の一において水上交通妨害の行為を犯し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 不法な穿孔、掘削を行い水上交通建造物の作業体系に故障を及ぼした。
 - b) 障害物を作り、信号を設置及び維持することなく水上交通を妨害した。
 - c) 信号をずらして効果、有用性を減少せしめた。
 - d) 信号の撤去又は水上交通建造物の破壊
 - dd) 水上交通路、又はその保護回廊の占有、占拠
 - e) その他水上交通妨害に当たる行為
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第214条 安全保護を満たさない水上交通手段車両の使用罪

1. 水上交通車両の手配又は技術状態に関して直接の責任を有しながら、安全保護を満たさないことが明らかな水上交通手段車両について、その使用を許可して生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を加えた者、又はそのような行為に対して既に紀律処分、行政処分を受け、若しくはその罪で有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、依然違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第215条 条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転委任又は手配をする罪

1. 運転許可証、運転免許証がなく、又は法律の規定する他の条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転を委任又は手配して生命の被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はその行為に対し既に紀律処分若しくは行政処分を受けてまだ前科の抹消を受けず違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第216条 航空機の運行に関する規定違反の罪

1. 飛行機を指揮、運行する者が航空交通路の安全に関する規定に違反し、適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第217条 航空交通路妨害罪

1. 下記のいずれかの航空交通路妨害行為により生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はその行為に対し既に処罰、又は行政処分を受けてまだ前科の抹消を受けず、違反をした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 航空交通路を妨害する障害物の放置
 - b) 航空交通安全の掲示板、信号の不法な移転、間違わせること、遮蔽、又は破壊
 - c) 通信電波の不正使用又は電波妨害
 - d) 不正情報の提供、航空便を危険にさせる。
 - dd) 空港関連設備その他の補充設備を故障させる。
 - e) その他の航空交通路妨害行為
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 航空交通路の安全の確保に直接の責任を負う者又は直接航空交通安全関連設備を管理している者
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった犯罪に対しては、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

とを禁じられることがある。

第218条 安全基準を満たさない航空機の使用罪

1. 航空技術状態に関して直接の責任を有しながら、技術面での安全保護を満たさないことが明らかな航空機の使用を許可した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第219条 条件を満たさない者への航空路の運行委任又は手配の罪

1. 航空手段運行無免許証者、又は航空機運行に関する法律で規定される他の諸条件を完全に満たすことのない者に航空機の運行を委任又は手配した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、生命に被害を引き起こし又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し、極めて重大な被害を起した者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第220条 各交通建造物の修復、修理、管理に関する規定違反の罪

1. 道路、鉄道、水上路又は航空交通建造物の修復、修理、管理に対して責任を有する者が、規定に違反し、生命の被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こしたときは、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を科せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第221条 航空機、船舶強取罪

1. 暴力を用い、暴力による脅迫を行い、又はその他の手段を用いて、航空機又は船舶を強取した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である。
 - b) 武器又は危険な手段の行使
 - c) 他者の健康状態に傷害、損害を引き起こした。
 - d) 危険な再犯
3. 人を死に至らしめ、又はその他の特に極めて重大な被害を引き起こす罪を犯した者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、保護観察又は居住禁止に処す。

第222条 ベトナム社会主義共和国の航空についての規定に違反する航空機運行の罪

1. ベトナムに入国又は出国する航空機を運行する者が、ベトナム社会主義共和国の航空規定に違反し、この法律の第80条と第81条において規定されている場合に当たらないときは、1億ドン以上3億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、3億ドン以上5億ドン以下の罰金、又は2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、5億ドン以上10億ドン以下の罰金又は5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 該当航空機は没収されることがある。

第223条 ベトナム社会主義共和国航海規定に違反する海上運行手段の罪

1. この刑法第80条及び第81条の場合に当たらず船舶その他の航海手段を運行してベトナムの航海へ入国若しくは出国し、又はベトナム社会主義共和国の領海を越え、ベトナム社会主義共和国の航海規定に違反した者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して重大な被害を引き起こした者は、2億ドン以上5億ドン以下の罰金、又は1年以上3年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5億ドン以上8億ドン以下の罰金、又は3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 航海手段は没収されることがある。

第224条 情報学的ウイルスプログラムを作成、流布、配布する罪

1. コンピュータネットワーク、若しくはその他の方法を使ってウイルスプログラムを作成し、それを故意に流布、配布し、コンピュータデータの動作困難、封鎖、変形、改変、破壊などを引き起こした者、又は同行為について既に懲戒処分、行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第225条 電子コンピュータネットワークの運行、開発、使用に関する規定違反の罪

1. コンピュータネットワークを使用し、その運行、開発ならびに使用に関する諸規定に違反し、コンピュータデータの動作混乱、封鎖、変形、破壊などを引き起こした者、又は同行為について懲戒処分、行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的な性質
 - b) 罪を犯して極めて重大な被害又は、特に極めて重大な被害を引き起こした者
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第226条 コンピュータ又はネットワーク内の情報の不法使用の罪

1. 法律の規定に違反してコンピュータネットワーク内部及びコンピ

ータ内部の情報を不法に使用し、そこに情報を入力することで重大な被害を引き起こし、既に懲戒処分、又は行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第227条 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する規定違反の罪

1. 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する諸規定に違反し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 労働安全、労働衛生及び人口密集地での安全に関する責務を有する者
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こし者は、7年以上12年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合、罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下、の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第228条 児童労働者の使用に関する規定違反の罪

1. 児童を使用し、危険な仕事や重労働、又は国家が危険物質に指定する物質一覧にある物質に接触する仕事に就労させ、重大な被害を引き起こし、既にその行為に対して行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 多くの児童に対する
 - c) 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第229条 建設に関する規定違反により重大な被害を引き起こした罪

1. 考察、設計、建設、進行、セット、原材、材料、機械の使用、建造物承認前試験、又はその他の分野でこの刑法の第220条の規定にあたらぬ場合において建設に関する規定に違反し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 職務、権限を有する人である。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、8年以上20年以下の懲役に処す。

4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第230条 武装火器並びに軍事武器技術の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪

1. 軍用武器及び軍事武器技術を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買又は略奪した者は1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多量な犯罪物
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪に関連した対象物件が極めて多量である場合
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 犯罪物は極めて多量である。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察、居住禁止に処すことがある。

第231条 国家安全の重要手段、建造物の破壊罪

1. 本法第85条に規定する環境以外の環境における保障、防衛、経済、科学技術、文化、社会事業に関する通信、運送交通建造物、情報—通信業務の建造物、電気・ガスパイプ建造物、灌漑建造物、その他安全、国防、経済、科学技術、文化、又は社会の重要な建造物を、本法第85条の規定にあたらぬ場合において破壊した者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
 - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、保護観察のもとに置かれることがある。

第232条 爆発物の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪

1. 爆発物を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 犯罪物件が多量である。
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪物件が多量である。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
 - a) 犯罪物件が極めて多量である。

- b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察又は居住禁止に処すことがある。

第233条 武器になり得るもの又は補助道具の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪の罪

1. 武器になり得るもの又は補助道具を不法に製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪し、既に行政処分を受け又は有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けないにも関わらず違反した者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 犯罪物件が多量である。
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察、居住禁止に処すことがある。

第234条 武器、爆発物、補助道具の管理に関する規定違反の罪

1. 武器、爆発物、補助機器の製造、修理、装備、使用、保管、保存、運搬、売買に関する諸規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を伴うと考えられる罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事をすることを禁じられることがある。

第235条 武器、爆発物、補助工具の管理に関する任務怠慢により重大な被害を引き起こす罪

1. 武器、爆発物及び補助工具を引き渡された者が、責任怠慢により他者にそれら武器、爆発物、補助工具を使用させて生命に被害を引き起こし、又は健康、財産に重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害又は、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をすることを禁じられることがある。

第236条 放射能物質の不法な生産、備蓄、使用、売買並びに略奪の罪

1. 放射能物質を不法に製造、備蓄、運搬、使用、売買又は略奪した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 犯罪物件多量である。
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上15年以下の懲役に処す。

- a) 犯罪物件が非常に多量である。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 犯罪物件が極めて多量である。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察又は、居住禁止の刑に処すことがある。

第237条 放射能物質の管理に関する規定違反の罪

1. 放射能物質の製造、装備、使用、保管、保存、運搬、売買の管理に関する規定に違反し、早期回避措置をとらなければ重大な被害を伴うと考えられる場合には、その罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し生命への被害又は他者の健康、財産に重大な被害を加えた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第238条 可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用及び売買の罪

1. 可燃性物質及び毒性物質を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買、略奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 犯罪物件が多量である。
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 犯罪物件が極めて多量である。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 犯罪物件が極めて多量である。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察又は居住禁止に処すことがある。

第239条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定違反の罪

1. 可燃性物質、毒性物質の製造、装備、使用、保管、保存、運搬、又は売買の管理に関する規定違反に違反して生命に被害を引き起こし、又は健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第240条 防火、消火に関する規定違反の罪

1. 防火、消火に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、罪を犯した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第241条 電力施設の安全運行に関する規定違反の罪

1. 下記のいずれかの行為によって重大な被害を引き起こし、既に懲戒処分又は行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 電力施設の安全保護用の周辺敷地内に家屋、建造物を建造する許可を与え、又は勝手に家屋、建造物を建設した。
 - b) 爆発を引き起こし、火災を引き起こし、森林を焼いて焼畑を作り、木を切り倒して、電力施設の安全運行に影響を引き起こした。
 - c) 地下電気ケーブルの保護敷地で穿孔、杭打ち込み作業を行い、家屋を建設した。
 - d) 掲示板、表示板によって立ち入りを禁じられている河床、海床の電気ケーブルを保護する目的で設定されている回廊に船舶、ボート類を漂泊させた。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、罪を犯した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第242条 健康診断、治療、薬品の製造、薬品調査、薬品配布、販売又はその他の医療供給に関する規定違反の罪

1. この刑法201条の規定にあたらぬ場合における健康診断、治療、薬品の製造、調査、供給、販売又はその他の医療サービスに関する規定に違反して、生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に懲戒処分若しくは行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第243条 不法堕胎罪

1. 他者に対し不法な堕胎を行い、その者に生命に被害を引き起こし、若しくは当該者の健康に重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に懲戒処分、行政処分を受け、若しくは有罪

- 判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第244条 食品安全衛生に関する規定違反の罪

1. 安全衛生の基準を満たさない食品であることを明白に知っていたにも関わらず加工、供給、又は販売して消費者の生命に被害を引き起こし、又は健康に重大な損害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第245条 公衆騒乱を引き起こす罪

- 公衆騒乱を引き起こして重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けたが、まだ前科の抹消を受けないまま罪を犯した者は、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 武器を使用し、又は乱暴行為に及んだ。
 - b) 組織的
 - c) 交通への重大な妨害、又は一般公衆の活動の停止を引き起こした。
 - d) 他者を騒乱に鼓舞した。
 - dd) 公衆秩序保護のために介入した者への暴行
 - e) 危険な再犯

第246条 遺体、墳墓石、遺骨の侵害の罪

1. 墳墓、発掘し又は、破壊した墳墓の中に埋蔵されている諸物を略奪した者、又は遺体、墳墓、遺骨、遺骨の侵害行為があった者は、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第247条 迷信異端に関する行為を行う罪

1. 占い師、霊媒又はその他の迷信異端の形式を用いて重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず、再度違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して人を死に致し、又は他の特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金を処すことがある。

第248条 賭博罪

1. 形式の如何を問わず金銭若しくは高価な現物を賭けて博戯を行った者、又はこの法律の当条項及び249条で規定される行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受け

ていないにも関わらず、違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 職業的な性質である。
 - 賭博に用いられた金銭、又はその他の現物が非常に高価、又は極めて高価である。
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金を処すことがある。

第249条 賭博罪

- 大規模に賭博を行ない若しくは賭博を組織した者、又はこの法律の当条項及び248条で規定される行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず、違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上3億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 職業的な性質である。
 - 多額の不法利益、極めて多額の不法利益又は特に極めて多額の不法利益を得た。
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第250条 他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪

- 他者が犯罪によって得たものと明白に知りながら、事前に約束を取り交わすことなく、その財産を隠匿、消費した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職業的
 - 罪を犯した財産、犯罪物件が高額である。
 - 不正に多くの利益を得た。
 - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - 罪を犯した財産、犯罪物件は非常に高額である。
 - 非常に多額の不法利益を得た。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 罪を犯した財産、犯罪物件が非常に高額である。
 - 極めて多額の不法利益を得た場合
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられて財産の一部又は全部を没収され、又は、そのいずれかの処罰を受けることがある。

第251条 罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪

- 犯罪により取得した金銭、財産を、財政業務、銀行又は他の取引によって合法化し、そのような金銭、財産を用いて経営活動又は他の経済活動を行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限を濫用した。
 - 累犯
- 特に極めて重大な罪を犯した者は、8年以上15年以下の懲役に処す。

- 罪を犯した者は、さらに、財産を没収され、合法化した金銭又は、財産価値の3倍以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第252条 未成年に対し犯罪を勧誘、強制し、又は隠匿する罪

- 未成年を犯罪活動、墮落した生活態度へ勧誘し、強制し、又は罪を犯した未成年者を隠匿した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 多くの人を勧誘、強制、隠匿、勾引した者
 - 13歳以下の児童に対する
 - 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。
本条第2項の dd の規定に違反した者は、1年以上5年以下の保護観察に処せられることがある。

第253条 退廃的文化所産物を普及させた罪

- 下記のいずれかの場合において、わいせつな性質がある本、新聞、絵画、写真、映画、音楽その他の退廃的性質を持つ物品を普及させる目的で、それらの生産、複製、流行、運搬、売買、備蓄、又は退廃的文化所産物を普及させるその他の行為をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - 犯罪物件が多量である。
 - 多くの人に普及した。
 - その行為に対し既に行政処分を受け、又はその罪について有罪判決を受けたがまだ前科の抹消を受けず、また違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 犯罪物件は非常に多量である。
 - 未成年に対する
 - 重大な被害を引き起こした。
 - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 犯罪物件が極めて多量である。
 - 極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第254条 売春の隠匿罪

- 売春を隠匿した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 売春を強要した。
 - 累犯
 - 16歳未満から18歳以下の未成年に対する
 - 重大な被害を引き起こした。
 - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - 満13歳から16歳以下の未成年を対象とした場合

- b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
- 4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、保護観察に付せられることがある。

第255条 売春の斡旋

- 1. 売春を勧誘、斡旋した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 16歳以上18歳未満の未成年に対する
 - b) 組織的
 - c) 職業的な性質
 - d) 累犯
 - dd) 危険な再犯
 - e) 多くの人に対する
 - g) その他の重大な犯罪を引き起こした。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 満13歳以上16歳未満の児童に対する
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第256条 未成年者に対する買春罪

- 1. 満16歳以上18歳未満の未成年者に対して買春を行なった者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 満13歳から16歳未満の児童を買春した。
 - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を被害者に加えた。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 満13歳から16歳未満の児童者に対して何度も罪を犯した。
 - b) 自らがHIVに感染していることを知りながら罪を犯した。
 - c) 傷害率61パーセント以上の健康に対する害を被害者に加えた。
- 4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第20章 行政管理の秩序侵害罪

第257条 公務執行者に対する反抗罪

- 1. 公務執行者に対し、暴力、暴力で脅迫、又は他の手法を用いることにより公務執行中の者を妨害し、又はその者に違法行為への加担を強要した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 他人に犯罪に加担するように唆唆、勾引、鼓舞した者
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯

第258条 民主自由を利用して国家の利益、組織、公民の合法的な権利を侵害する罪

- 1. 言論自由、新聞記事の自由、信仰、宗教の自由、集会の自由、結社の自由、又はその他の民主的の権利を利用して国家の利益、

- 組織、公民の権利、利益を侵害した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し重大な場合に当たるときは、2か月以上7年以下の懲役に処す。

第259条 軍事義務の回避罪

- 1. 軍事義務登録に関する法律上の規定を正しく執行せず、入隊の命令、訓練集合召集令に従わず、その行為に対し既に行政処分を受け、又はその行為について有罪判決を受けて、まだ前科の抹消を受けないまま、また違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 自らを傷害し又は健康への害を加えた。
 - b) 戦時中の犯罪
 - c) 他者を犯罪に勧誘した。

第260条 予備役軍人召集入隊令に従わない罪

- 1. 予備役軍人でありながら、総動員令、局地動員令、又は戦争のため、地方を防衛し若しくは領土主権を防衛する戦闘のために軍隊の常備戦力を増強させる必要がある場合に、召集入隊令に従わない者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 自らを傷害し又は健康への害を加えた。
 - b) 他者を犯罪に勧誘した。

第261条 軍事義務遂行に関する規定違反の罪

- 1. 職務、権限を利用して軍事義務登録に関する規定、軍隊登録令及び軍事訓練召集令に反する者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 戦時中に罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じることがある。

第262条 軍事義務の遂行に対する妨害罪

- 1. 故意に軍事義務、召集入隊、訓練召集の登録を妨害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 2. 職務、権限を利用して又は戦時中に罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第263条 国家機密を故意に漏洩し、国家の機密資料を略奪、売買、破棄する罪

- 1. 国家機密を故意に漏洩し、又は国家機密の資料を故意に略奪、売買、破棄した者は、本法第80条で規定する場合にあたらぬときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
- 3. 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
- 4. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第264条 過失で国家機密漏洩、国家機密資料紛失の罪

- 1. 過失により国家機密を漏洩し、又は国家機密資料を紛失した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第265条 職務、地位の仮装罪

1. 職務、地位を仮装して違法行為を遂行した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第266条 機関、組織の証明書、資料の使用、改ざんの罪

1. 旅券、査証、住民票、戸籍又はその他機関、組織の認定証及び資料の内容を改ざん、誤記させ、その書類を用いて違法行為を遂行し、重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分を受けているにも関わらず再度違反した者は、戒告、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上500万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第267条 機関、組織の印章、資料の捏造罪

1. 各種機関、組織の印章、資料その他の書類を捏造し、又はその印章、資料、書類を用いて機関、組織に対し詐偽的行為をなした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
 - d) 危険な再犯を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、4年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

第268条 国家機関、社会組織の紋章、資料の略奪、売買、破棄罪

1. 国家秘密、又は就労秘密にあたらぬ国家機関、社会組織発行の紋章、資料を略奪、売買、破棄した者は、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を犯した。
 - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上500万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第269条 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の不執行の罪

1. 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の履行を、必要な強制措置を適用されたにもかかわらず故意に執行しない者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第270条 住居管理について諸規定違反の罪

1. 住宅用の場所土地を不正に取得し、家屋を築いた者、又はその行為に対して既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けたが、まだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

不法に築いた住居、建造物は撤去、競売若しくは没収されることがある。

2. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

第271条 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定違反の罪

1. 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定に違反した者は、戒告、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第272条 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、又は使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした罪

1. 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、若しくは使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした者、又はその行為に対し既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、戒告、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な犯罪、特に極めて重大な罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第273条 国境地域に関する規定違反の罪

1. 国境地域での居住、往来若しくは他の規定に違反した者、又は行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 再犯者、又は罪を犯して重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の居住禁止に処されることがある。

第274条 不法な出入国、又は海外若しくはベトナムでの不法残留罪

1. 不法に出入国し、又は海外若しくはベトナムに不法残留した者は、又は既に行政処分を受けているにも関わらず再度違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は、3か月以上2年以下の懲役に処す。

第275条 他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制する罪

1. 本法第91条で規定されている場合において、他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 累犯者、又は重大な、若しくは極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。

第276条 国旗若しくは国章の侮辱罪

故意に国旗、国章を侮辱した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第21章 職務に関する犯罪

第277条 職務に関する犯罪の概念

職務に関する犯罪とは、公務執行にあたり執行職務を有する者によってなされる機関、組織の正当な活動を侵害する行為のことをいう。

上記の職務を有する者とは、任命、選挙、契約、又はその他の形により、給料を受給するかしないかに関わらず、一定の公務の遂行を付託され、公務の遂行にあたって一定の権限を有する者をいう。

A節 汚職に関する諸犯罪

第278条 財産横領罪

- 職務、権限を利用し、自らが管理の責務を有する50万ドン以上5,000万ドン以下の価値を持つ財産を横領した者、又は50万ドン未満ではあるが下記の場合の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 重大な被害を引き起こした。
 - その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - 本章A節で規定された罪の一により既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 欺瞞、危険な手段を用いた。
 - 累犯
 - 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - dd) その他重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
 - 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
 - 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は、全部を没収されることがある。

第279条 収賄罪

職務、権限を利用して、直接又は間接的に、どのような形式においてであれ、50万ドン以上1,000万ドン未満の価値を持つ金銭、財産若しくは物質的利益を受領し若しくは受領しようとした者、又は50万ドン未満であるが下記の場合の一に当たる者は、懲役2年以上7年以下の懲役に処す。

- 重大な被害を引き起こした。
 - その行為について既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - 本章のA節で規定された罪のいずれかについて既に有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限を濫用した。
 - 累犯
 - 賄賂物が国家の財産であることを明知していた。
 - dd) 賄賂を求め、強制的に取り立て、又は陰険な手段を用いた。
 - e) 賄賂物に1,000万ドン以上5,000万ドン未満の価値がある。
 - g) その他の重大な被害を引き起こした。
 - 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に

処す。

- 賄賂物に5,000万ドン以上3億ドン未満の価値がある。
 - その他の極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役、又は死刑に処す。
 - 賄賂物に3億ドン以上の価値がある。
 - その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
 - 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、賄賂額の1倍以上5倍以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第280条 財産を略奪するため職務、権限を濫用する罪

- 職務、権限を濫用して50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を奪取し、若しくは50万ドン未満であっても重大な被害を引き起こした者、又は本章のA節で規定されている罪のいずれかに対して既に懲戒処分若しくは有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 陰険、危険な手段を用いた。
 - 累犯
 - 危険な再犯
 - dd) 5,000万ドン以上2億未満の価値に相当する財産を奪取した。
 - e) その他、重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
 - 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
 - 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他、特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第281条 公務執行中の職務、権限の利用の罪

- 利得、又は他の個人的な動機のため職務、権限を利用し、公務に反して国家、社会の利益、公民の合法的な権利、利益に被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
- 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第282条 公務執行中の権限濫用過剰の罪

- 利得、又はその他の個人的動機のため、自分の権限を越え、公務に反して国家、社会の利益、公民の合法的な権利、利益に被害を引き起こした者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。

- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

第283条 利得のために職務、権限を利用して他者に影響力を行使する罪

1. 自己の職務や権限を利用して、職務、権限を持つものに対して、その者の責任に属する仕事を為すように若しくは為さないように、又は許可されていないことを為すように促すことによって、いかなる形であろうと直接又は媒介者を介して、50万ドン以上1,000万ドン未満の価値をもつ金銭、財産その他の物質的利益を受領した者、受領した物の価値が50万ドン以下であっても重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 金銭、財産、若しくはその他の物質的な利益が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
 - d) その他、重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 金銭、財産、若しくはその他の物質的な利益が5,000万ドン以上3億ドン未満
 - b) その他、極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
- a) 金、財産、その他の物質的な利益が3億ドン以上の価値がある。
 - b) その他、特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、得た金銭、又は財産の価値の1倍以上5倍以下の罰金に処されることがある。

第284条 勤務上の偽造罪

1. 利得、又はその他、個人の動機により職務、権限を利用して、下記の場合の一に当たる罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 書類、資料の内容を改ざんし、間違えさせた。
 - b) 偽造書類を作成、供与した。
 - c) 職務、権限を有する人物の署名を偽造した。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 偽造の書類の作成、供与
 - c) 累犯
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

B節 その他の職務に関する罪

第285条 重大な被害を引き起こす責務怠慢の罪

1. 本法第144条、第235条、及び第301条の規定に当たらない場合で、責務怠慢のために与えられた任務を遂行せず、又は正しく遂行しないことによって重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪；勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は破損罪

1. 本法第80条、第263条の規定に当たらない場合において、勤務上の秘密を故意に漏洩した者、又は労働上の秘密を含む文書を略奪、売買若しくは破損した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第287条 過失によって勤務上の秘密を漏らした罪；勤務上の秘密書類を紛失した罪

1. 本法第264条の規定に当たらない場合において、過失によって勤務上の秘密を漏らし、又は勤務上の秘密の資料を紛失し、重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、戒告を受け、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第288条 職務の放棄罪

1. 公務員でありながら故意に職務を放棄し、重大な被害を引き起こした者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 他者に対してその職務を放棄するように働きかけた。
 - b) 戦争、自然災害、又はその他、社会の特別の困難な状況下において罪を犯した。
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

第289条 贈賄罪

1. 50万ドン以上1,000万ドン未満の価値を持つ賄賂を贈り、又は賄賂の価値が50万ドン未満であっても、重大な被害を引き起こし、若しくは何度も違反した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 陰險な手段を使う。
 - c) 国家財産を使って贈賄した。
 - d) 累犯
 - dd) 賄賂が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
 - e) その他の重大な被害を引き起こした。

3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂が5,000万ドン以上3億ドン未満
 - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 賄賂が3億ドン以上の価値
 - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、贈賄額の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。
6. 贈賄を強要された者が、発覚前に自発的に供述した場合は、刑事責任がないとみなされ、贈賄物として供した物を全て返還される。贈賄をした者が、強要された場合でなくても、発覚前に自発的に供述したときは刑事責任を免除され、贈賄物として供した物の一部、又は全てを返還されることがある。

第290条 賄賂の斡旋の罪

1. 賄賂の斡旋をする者は、賄賂の額が50万ドン以上1,000万ドン未満、又は50万ドン未満でも重大な被害を引き起こした場合、若しくは累犯である場合には、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 陰險的な手段を用いた。
 - c) 賄賂が国家財産であることを知っていた。
 - d) 累犯
 - dd) 賄賂の価値が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
 - e) その他の重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂の価値が5,000万ドン以上3億ドン未満
 - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂の価値が3億ドン以上
 - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、贈賄の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。
6. 賄賂斡旋者が、発覚される前に自発的に供述すれば刑事責任を免除されることがある。

第291条 職務、権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪

1. 自己の影響力を用いて、職務や権限を持つものが自らの責任に属する仕事を為すように若しくは為さないように、又は許可されていないことを為すように促し、いかなる形であろうと直接又は媒介者を介して、50万ドン以上5,000万ドン未満の価値をもつ金銭、財産その他の物質的利益を受領した者、又は受領した金額が50万ドン以下であっても重大な被害を引き起こし、若しくはそのような行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 5,000万ドン以上の金銭、財産、若しくはその他の物質的利益を受領した。
 - c) 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、利益として取得した財産の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。

第22章 司法活動侵害罪

第292条 司法活動侵害罪の概念

司法活動侵害罪とは、国家の利益、組織、公民の正当な権利、又は利益を保護することにおける調査機関、検察、裁判、判決執行機関の正当な活動を侵害する行為のことをいう

第293条 無実の者に対する刑事責任の追及

1. 権限を有する者が、明白に罪がないと知っていた者に対して刑事責任を追及した場合は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 国家の安全を侵害する犯罪、又はその他、特に極めて重大な犯罪に対する刑事責任を追及した。
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第294条 有罪者に対し刑事責任を追及しない罪

1. 権限を有する者が、明白に罪があると知っていた者に対して刑事責任を追及しないときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 国家の安全を侵害する罪、又はその他の特に極めて重大な罪を犯した者に対する刑事責任を追及しない。
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第295条 違法判決を言い渡す罪

1. 違法であることを自ら明白に認識している判決を言い渡した裁判官、参審員は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第296条 違法決定を言い渡す罪

1. 調査、起訴、公判、判決執行の活動における権限を有する者が、明白に違法な決定であることを知っていながら、国家の利益、公民、組織の権利、利益に被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第297条 司法関係職員への違法行為の強要 罪

1. 職務、権限を濫用し、司法職員に対し、捜査、起訴、公判、判決執行に関する活動において違法行為を強要して、重大な被害を引き起こした者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 暴行を用い、暴行を用いて威嚇し、又はその他、危険、狡猾

な手段を用いた。

- b) 極めて重大な被害，特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第298条 体罰使用の罪

1. 捜査，起訴，公判，判決執行に関する活動において体罰を加えた者は，6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第299条 供述強要の罪

1. 捜査，起訴，公判を遂行する者が尋問される者に対して事実を供述させるために違法な手段を用いたときは，6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第300条 事件記録の偽造罪

1. いかなる者であれ，捜査官，検察官，裁判官，参審員，裁判所書記官，その他の司法職員，弁護士，当事者の権利の保護者で，事件の資料，物証を追加し，削減し，訂正し，すり替え，廃棄し，損傷し，又は他の手段を用いて事件の記録を偽造した者は，1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務，又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第301条 暫定留置人の逃亡につながる責務怠慢の罪

1. 被暫定留置人，被勾留人を直接管理，警備又は勾引する者が責務を怠り，その者を逃亡させたことにより重大な被害を引き起こしたときは，2年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な，極めて重大な，特に極めて重大な犯罪で被暫定留置人，被勾留人を逃亡させ，又は極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第302条 被暫定留置中，被勾留中の者を違法に釈放した罪

1. 職務，権限を利用して，又は権限を濫用して被暫定留置人，被勾留人を違法に釈放した者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な，特に極めて重大な犯罪で被暫定留置人，被勾留人を違法に釈放して極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，

5年以上10年以下の懲役に処す。

4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第303条 職務，権限を利用して違法に人を暫定留置，勾留した罪

1. 職務，権限を有する者が，法律に従って釈放する者に対して決定を発付せず，又は釈放決定を執行しないときは，6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第304条 判決執行拒否罪

既に法的効力を発した裁判所の判決，決定について，必要な強制措置が適用されているにもかかわらず，故意に執行を拒否した者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

第305条 判決実行拒否罪

1. 権限を有する者で，故意に判決を実行するための決定を発付せず，又は裁判所，判決実施の決定を実行せず，重大な被害を引き起こした者，又は既にその行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な，特に極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。

第306条 判決実行の妨害罪

1. 職務，権限を利用して，判決の実行を故意に妨害し，重大な被害を引き起こした者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第307条 虚偽の供述又は事実と反する虚偽の資料の提出罪

1. いかなる鑑定人，通訳人，証人で事実と反することを明白に知りながら虚偽の結論，通訳，供述又は資料を提出した者は，戒告に処せられ，1年以下の非拘束矯正，又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第308条 供述拒否，鑑定結論拒否，又は資料提出の拒否罪

1. 本法第22条，第2項の規定に当たらない場合において供述を拒否し，又は正当な理由なく供述，鑑定結論を回避し，若しくは資料の提出を拒否した者は，戒告，1年以下の非拘束矯正，又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第309条 他者に対し虚偽の供述又は事実に反する資料提出を勧誘し、又は強要する罪

- 証人、被害者に虚偽の供述をすること、事実に反する資料を提出すること、鑑定人に虚偽の結論を出すこと、通訳人に誤訳をすること、これらのことを勧誘し、又は強要した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 暴行を用い、暴行で威嚇し、又はその他の危険な手段を用いた。
 - 職務、権限を濫用した。

第310条 財産の封緘、封印における違反の罪

- 封緘、封印された財産又は封緘、封印された証拠物を預かった者が以下の行為のいずれかを行なったときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - 封緘を破棄した。
 - 封印された財産を使用し、譲渡し、すり替え、隠匿し、又は破損した。
 - 重大な被害を引き起こした。
- 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第311条 暫定留置場、拘置所からの脱走、又は送致中、公判中の脱走の罪

- 被暫定留置中、被勾留中、送致中、公判中に脱走した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 警備官、又は送致担当者に対して暴行を振るった。

第312条 被暫定留置人、被勾留人、被送致人、公判中の者の奪還の罪

- 本法第90条の規定にあたらぬ場合において、被暫定留置中、被勾留中、送致中又は公判中の者を奪還した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限を濫用した。
 - 警備官、又は送致担当者に暴力を行使した。
 - 国家の安全を侵害した罪で有罪判決を受けた者、又は死刑判決を受けた者を奪還した。
 - 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第313条 犯罪の隠匿

- 前もって約束することなく、下記に規定する犯罪のいずれかを隠蔽した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
 - 国家の安全侵害罪に関する第78条から第91条
 - 第93条（殺人罪）、第111条第2、3及び4項（強姦罪）、第112条（児童の強姦罪）、第114条（児童に対する性交渉の強要罪）、第116条第2及び3項（児童に対する淫猥行為罪）、第119条第2項（女性の人身売買罪）
 - 第120条（児童の人身売買、詐欺的交換又は略奪罪誘拐

罪)

— 第133条（暴力による財産の略奪罪）、第134条（営利誘拐罪）、第138条第2、3、4項（強奪、財産の窃盗罪）、第139条第2、3、4項（財産の詐取罪）、第140条第2、3、4項（信頼を悪用した財産の略取罪）、第143条第2、3、4項（財産の破壊又は意図的な破損罪）

— 第153条第3、4項（密輸罪）、第154条第3項（物品又は通貨の意図的な越境取引罪）、第155条、3項（禁止物品の生産、備蓄、運搬、売買罪）、第156条第2、3項（偽造品の製造並びに取引罪）、第157条（食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪）、第158条第2、3項（動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪）、第160条第2、3項（投機罪）、第165条第2、3項（経済管理に関する国家規定を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こす罪）、第166条第3、4項（不法な基金の設立罪）、第179条第2、3項（金融機関の運用における貸付け規定違反の罪）、第180条（偽造通貨及び、偽造財務省証券、偽造債券の製造、保管、輸送及び流通罪）、第181条（偽造小切手、偽造有価証券の製造、保管、輸送及び流通罪）第189条第2、3項（森林破壊罪）

— 第193条（麻薬物質の不法製造罪）、第194条（麻薬物質の備蓄、運搬、不法な売買並びに略奪罪）、第195条（麻薬物質の不法精製に使用する原料の不法備蓄、運搬、売買並びに略奪罪）、第196条第2項（麻薬物質の不法生産又は不法使用に関連する手段や器具の製造、備蓄、運搬及び売買罪）、第197条（麻薬物質の組織的不法使用罪）、第198条（麻薬物質不法使用の隠匿罪）、第200条（麻薬物質の不法使用に他者を強制的に巻き込み又は誘因する罪）、第201条第2、3、4項（嗜癖性薬物その他の麻薬物質の管理及び使用に関する規定違反の罪）

— 第206条第2、3、4項（不法な自動車競争の組織化罪）、第221条（航空機、船舶のハイジャック罪）、第230条（武装火器並びに専門的機器の不法生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第231条（重要国家安全保障業務、施設の破壊罪）、第232条第2、3、4項（爆薬物の不法生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第236条第2、3、4項（放射性元素の不法な生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第238条第2、3、4項（可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用並びに売買罪）

— 第256条第2、3項（未成年との性的交渉の罪）

— 第278条第2、3、4項（財産横領罪）、第279条第2、3、4項（収賄罪）、第280条第2、3、4項（財産略奪のための職務並びに権力の濫用罪）、第281条第2、3項（公務執行中の職務並びに権力の濫用罪）、第282条、第2、3項（公務執行中の権限濫用過剰の罪）第283条第2、3、4項（職務並びに権力の濫用により個人的利益追求のために他者に影響を及ぼす罪）、第284条第2、3、4項（在職中の文書偽造罪）、第289条第2、3、4項（贈賄罪）、第290条第2、3、4項（第三者供賄罪）

— 第311条第2項（暫定留置場、拘置所からの脱走、又は護送中並びに公判中の脱走罪）

— 人類の平和を脅かす犯罪及び戦争犯罪に関する第341条から第344条

2. 職務、権限を濫用して犯罪発覚を妨害した場合又は犯罪を隠匿する他の犯罪行為をなした場合は、その当事者は2年以上7年以下の懲役に処す。

第314条 犯罪告発の不履行罪

- 本法第313条で規定される犯罪のいずれかが準備中であること、遂行中であること、又は既に遂行されたことを明確に知っていたが告発をしない者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 本条第1項の規定に該当する国家の安全侵害、又はその他特に極めて重大な罪を犯した者の祖父、父母、子女、孫、兄弟、夫又は妻で、その犯罪を告発しなかった者は、刑事責任を負わなければならない。
3. 告発しなかったが、罪を犯した者を制止し、又はその犯罪の被害を抑制した者は、刑事責任を免除される可能性がある。

第23章 軍人の義務、責任侵害罪

第315条 軍人の義務、責任を侵害した罪により刑事責任を負わなければならない者

従軍軍人、強化軍事訓練期間中の予備役軍人、兵役に徴発された一般公民、民兵、戦時中に各部隊に派遣される自衛従軍兵は、本章で規定する罪を犯したときに刑事責任を問われるべきものとする。

第316条 命令不服従の罪

1. 直接の指揮官又は権限を有する上官の命令に従わなかった者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に加担させた。
 - c) 暴力を行使した。
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 戦闘中、戦場、その他特別の場合において罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。

第317条 命令執行を厳正に行わなかった罪

1. 命令執行に怠慢があり、遅れ、自分勝手であり、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中、戦地その他特別な場合において罪を犯し、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処す。

第318条 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した罪

1. 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 他者を犯罪に加担させた。
 - b) 暴力を行使した。
 - c) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 戦闘中、戦場で、又は罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。

第319条 指揮官、又は上官に対する侮辱、暴行の罪

1. 仕事上の関係において、指揮官又は上官の尊厳と名誉を著しく傷つけ、又は暴行を加えた者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第320条 部下に対する侮辱又は体罰を使用する罪

1. 仕事上の関係において、部下に対し、尊厳と名誉を著しく傷つけ、又は体罰を使用した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第321条 同隊に対する侮辱、暴行の罪

1. 本法第319条及び第320条の規定する仕事上の関係を互いに持たない場合において、所属部隊に対して尊厳、名誉を著しく傷つけ、又は暴行を加えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第322条 敵への降伏の罪

1. 戦闘中に敵に降伏した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官である。
 - b) 敵に武器、軍事技術手段又は重要な資料を引き渡した。
 - c) 他者を犯罪に加担させた。
 - d) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役、又は死刑に処す。

第323条 捕虜になり、秘密を通報し又は敵のために仕事を遂行した罪

1. 戦争捕虜になり、敵に軍事秘密を供述し、又は自発的に敵のために仕事を遂行した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官
 - b) 他の戦争捕虜に残酷な扱いをした。
 - c) 重大、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

第324条 戦闘配置の放棄罪

1. 戦闘配置を放棄し、又は戦闘における任務を遂行しなかった者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 軍用武器、技術的手段、又は重要な書類を捨てた。
 - c) 他者を犯罪に加担させた。
 - d) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。

第325条 軍務放棄罪

1. 軍務回避の目的で軍隊の隊列を放棄し、その行為に対し既に懲戒処分を受けたが、なおまた違反して、戦時中で重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に加担させた。
 - c) 軍用武器、軍用技術手段、重要な資料を持参し、放棄した。
 - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。

第326条 義務回避の罪

1. 義務回避のために自らに傷害を加え、自らの健康に害を加え、又はその他不正な手段を用いた者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に加担させた。
 - c) 戦時中に罪を犯した。
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。

第327条 軍事勤務の秘密を故意に漏らし、略奪し、売買し又は破壊する罪

1. 本刑法第80条及び第263条の規定の場合にあらず、軍事勤務に関する秘密を故意に漏らした者、又は軍事勤務の資料を略奪、売買、破壊した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第328条 過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、軍事勤務の秘密資料を紛失した罪

1. 本刑法第264条の規定の場合にあらず、過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、又は軍事勤務の秘密資料を紛失した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第329条 虚偽の報告罪

1. 故意に虚偽の報告をして、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第330条 戦闘当直、指揮当直、当番に関する諸規定違反の罪

1. 戦闘当直、指揮当直、当番制度の厳格な遵守を怠った者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中に罪を犯して、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第331条 警備の諸規定について違反する罪

1. 巡査、当直、勾引、護送護衛に関する制度の厳格な遵守を怠り、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中に罪を犯した者、又は罪を犯し極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第332条 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定違反の罪

1. 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定の厳格な遵守を怠り、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第333条 軍用火器の使用に関する規定違反の罪

1. 軍用火器の使用規定に違反して、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘地域でかかる罪を犯し、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第334条 軍用火器、軍事技術手段の破壊罪

1. 本刑法第85条及び第231条の規定に当たらない場合において、軍用火器、軍事技術手段を破壊した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

2. 戦闘中あるいは戦闘地域で罪を犯し、重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。

第335条 軍用火器、軍事技術手段の紛失又は過失による損傷の罪

1. 武装火器、軍事技術手段の管理責任を負う者が、それらを紛失し、又は過失に損傷して重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第336条 負傷兵、戦死兵に対する政策違反の罪

1. 責任を有する者が、故意に負傷兵、戦死兵を戦地に放置し、又は負傷兵に対して世話や治療をせず、重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 犠牲者の遺品を略奪した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第337条 戦利品の略奪又は破壊罪

1. 戦闘中、又は戦場の事後処理中に戦利品を略奪又は破壊した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 戦利品が高価、又は非常に高価である。
 - c) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 非常に価値のある戦利品に関する犯罪、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は7年以上12年以下の懲役に処す。

第338条 人民に迷惑をかける罪

1. 人民に対する迷惑行為を為し、その行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず、なお違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮者、又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に引き入れた。
 - c) 戦時中、又は緊急状況の命令が発された地域において罪を犯した。
 - d) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。

第339条 職務遂行中の軍事上要請の濫用罪

1. 職務遂行中に軍事上の要請以上のものを要求し、国家、組織、公民に対して、その財産の重大な損失を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第340条 戦争捕虜、降伏兵に対する虐待の罪

1. 戦争捕虜、降伏兵に対して虐待を行った者は、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第24章 平和を破壊する罪、人類に対する反逆の罪、及び戦争犯罪

第341条 平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪

侵略戦争を宣伝、扇動し、又は他国の独立、主権及び領土保全を犯す戦争を準備、実行、参加した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

第342条 人類に対するテロ犯罪

平和時、戦時を問わず、一つの地域の住民を大量虐殺し、一つの国の生活基盤、文化的・精神的生活の破壊、一つの社会を破壊することを目的として、その社会の基礎の壊乱、及び他の種の絶滅の行為、生物の絶滅行為、自然環境絶滅行為をなした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

第343条 戦争犯罪

戦時において、一般民、負傷者、戦争捕虜の殺害、財産の略奪破壊、居住地域の破壊、禁じられている手段又は戦争方法の使用、及び国際法又はベトナムが締結若しくは参加している国際条約に対する重大な違反行為を行う命令を出し、又は直接それを行った者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

第344条 傭兵の募集、傭兵となる罪

1. ベトナムの友好国又は民族解放運動に敵対することを目的に、傭兵を募集、訓練し、傭兵を使用した者は、10年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
2. 傭兵として職務を遂行した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

本刑法はベトナム社会主義共和国第10期国会において、第6会期中の1999年12月31日に採択された

国会主席
ノン・ドゥック・マン